

第5編 その他の災害対策

第1章 総 則

- 1 本編においては、風水害対策、地震・津波災害対策及び原子力災害対策以外の次に掲げる災害対策について、特記すべき事項を記述する。
 - 大規模火事災害対策
 - 林野火災対策
 - 海上災害対策
 - 鉄道災害対策
 - 航空災害対策
- 2 本編「その他の災害対策」については、必要に応じ、第2編「風水害対策」、第3編「地震・津波災害対策」、第4編「原子力災害対策」を参照し、各種防災対策を適用し、適切な措置を講じるものとする。

第2章 大規模火事災害対策

この大規模火事災害対策計画は、広範囲な火災による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事の発生（以下「大規模火事災害」という。）における人命の安全確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 火災予防思想の普及等	市（危機管理防災課、学校教育課、消防本部）、県
----------------	-------------------------

1 広報活動

市は、春及び秋の全国火災予防運動等を通じて、次に掲げる手段により、広く住民等への火災予防思想の普及に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒等への啓発
- (3) 巡回車による広報
- (4) 広報パレードの実施
- (5) その他情報提供手段の利用

2 住宅防火対策の推進

市は、近年における建物火災による死者のうち、住宅火災の占める割合が多いことから次の住宅防火に関する火災予防思想の普及に努める。

- (1) 独居高齢者宅への家庭訪問による防火指導
- (2) 家庭訪問による住宅防火診断の実施
- (3) 各家庭への防火チラシ等の配布
- (4) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器及び防災製品等の普及の推進

3 自主防災組織等の育成・充実

市は、事業所の自衛消防組織、幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び女性防火クラブ等自主防災組織の育成・充実を図る。

4 初期消火の充実

市は、全国火災予防運動等を通じて、自衛消防組織及び防火クラブの消火訓練の実施促進を図るとともに、消防署及び消防団との合同訓練の実施に努める。

また、訓練の際には消火器の取扱いや消火方法等について適切な指導を行い、初期消火の充実に努める。

第2項 火災に強い街づくりの推進	県、市（都市計画課、建築住宅課、道路河川管理課）
------------------	--------------------------

県及び市は、大規模火事災害に強い都市づくりを進めるため、都市公園などの公共空間の整備と市街地の再開発などによる密集市街地の解消を推進する。

1 防災空間、防災拠点の整備

県及び市は、市街地における避難地や避難経路の整備等を推進する。

(1) 避難地、緑地の整備

県及び市は、都市公園等の避難地を計画的に整備し、住民の避難救援活動の拠点となるオープンスペースの確保を推進するとともに、市街地における緑地等の整備により延焼防止のための遮断帯の確保を図る。

(2) 住民の避難等に配慮した道路の整備

県及び市は、住民が安全に避難出来るよう、また消防車両が火災現場に迅速に到着できるよう十分な幅員を有する道路の整備を図るとともに、複数ルートによる出入が可能となるよう都市内道路の総合的・計画的な整備を推進する。

(3) 防火地域等の指定

市は建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域について、都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の導入に努める。

2 都市の再開発の推進

県及び市は、土地区画整理事業、住宅等建築物の不燃化並びに公園緑地及び街路確保等の事業を推進することにより、密集市街地の解消等を図り、火災に強い都市づくりを推進する。

第3項 火災に対する建築物の安全性の確保	市（建築住宅課、消防本部）、県
-----------------------------	-----------------

県、市及び消防機関は、火災に対する建築物の安全性の確保を図るため、建築基準法又は消防法に基づく防火指導に努める。

1 消防法に基づく防火指導

市は、建築時において建築物の用途構造等の実態を踏まえ、消防法上の技術的な基準に適合し、かつ適切な設備が設置されるよう指導を行い、建築物の防火性能の確保に努める。

また、建築物の用途、規模等に応じて、予防査察を計画的に実施するとともに、建築物の所有者等に対し、消防用施設等の点検及び点検結果の報告の実施について指導することにより、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

2 防火管理者の設置

市は、学校、病院、工場、事業場及び百貨店等の所有者等に防火管理者を置くよう指導するとともに、防火管理者に対しては消防計画の作成や定期的な訓練の実施等を指導する。

3 高層建築物等の防火対象物における防災対象物品の使用

市は、高層建築物や劇場等の防火対象物の所有者等に、消防法に定める基準に適合する防災対象物品を使用するよう指導に努める。

第4項 消火活動体制の整備	市（危機管理防災課、消防本部）、県
----------------------	-------------------

市は、市街地の火災発生時の消火活動に必要な消防水利の確保、消火用資機材等の整備等消火

活動体制の整備に努める。

県は消防職員及び消防団員の教養訓練の充実等に努める。

1 市消防計画の作成

市は、火災防ぎょ活動の効果的な実施のために、消防計画の作成に努める。

2 消防水利の確保と消火用資機材等の整備

市は、消火栓、防火水槽の設置に努めるとともに、プール、河川等を消防水利に指定するなど消防水利の確保に努めるとともに、消防ポンプ自動車、はしご自動車及び小型動力ポンプ等の消防自動車並びに消火用資機材の整備に努める。

3 教養訓練の充実

市は県と連携し、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。、消防学校において消防職員及び消防団員の教養訓練の充実を図る。

第5項 情報の収集・連絡手段の整備	市（危機管理防災課、消防本部）
-------------------	-----------------

1 情報収集機能の充実

(1) 情報収集施設・設備の充実

市は、情報収集のための施設・設備の充実に努める。

(2) 情報収集体制の整備

市は、情報収集を迅速かつ的確に進めるため、あらかじめ職員の中から情報の収集・連絡にあたる職員を指定し、必要に応じて火事災害時の情報分析のため、専門家等の意見を活用する体制の整備を図る。

(3) 防災関係機関相互の連絡体制の整備

市は、各機関における連絡体制を整備するとともに、自ら入手した災害情報等について、円滑に他の防災関係機関に提供できるよう機関相互の連絡体制の整備を図る。

2 情報連絡手段の整備等

(1) 市防災行政無線施設の点検と運用方法の習熟

市は、機器の運用方法の習熟等を図るため他の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加するように努める。

(2) 電気通信事業者の通信機器の操作方法の周知

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話を効果的に活用できるよう、その操作方法について周知しておくものとする。

(3) 非常通信体制の整備

市は、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法（昭和25年法律第131号）第52条の規定に基づく非常手段の活用を図るものとし、佐賀地区非常通信連絡会の活動を通じて、非常通信体制の整備・充実に努める。

第6項 参集体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
-------------	-----------------

1 職員の確保

市庁舎の近傍に居住する職員の中から災害発生後、緊急に参集し、「緊急初動班」として情報収集等に当たる職員を確保する。

2 連絡手段の整備

幹部職員等は、常時、携帯電話を携行し、情報収集に努めるものとする。

3 災害時の職員の役割の徹底

職員は、災害対策本部が設置された場合に、各対策部及び各班が実施すべき業務について、唐津市災害対策本部条例及び唐津市災害対策本部規程等（以下「災对本部条例等」という。）を熟知し、災害時における初動体制及び役割等の周知に努める。

第7項 広域防災体制の強化	市（危機管理防災課、消防本部）
----------------------	-----------------

1 市町間の相互応援

市は、県内及び県外の市町との災害時相互応援協定の締結を推進する。

2 市町・消防本部と防災関係機関等との相互協力

市は、災害対策活動を円滑に実施するため、必要に応じて、防災関係機関又は民間団体等との協定の締結等連携の強化に努める。

3 その他防災関係機関

各防災関係機関は、円滑な災害応急活動が実施できるよう、相互の連携強化に努めるとともに、必要に応じて、民間団体との協定の締結等を推進する。

第8項 捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、保健医療課）
-----------------------------------	-----------------------------

1 捜索用資機材等の整備

市は、捜索活動を行うために必要な装備、資機材、車両等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備の実施に努める。

2 救急・救助及び消火用資機材等の整備

市は、救急・救助及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車等の整備に努めるとともに、災害の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

3 医療活動体制の整備

(1) 医療救護資機材等の備蓄

市その他防災関係機関は、負傷者等が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療救護資機材の備蓄に努める。

(2) 市における計画の作成

市は、医療機関及び医療機関相互の連絡体制についての計画の作成に努める。

第9項 職員への周知及び防災訓練	市（消防本部、危機管理防災課） 県警察、県
-------------------------	-----------------------

1 防災担当職員等への周知徹底

市は、実情に応じて、応急活動の実施のためのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知するものとする。

2 防災訓練の実施

- (1) 市は、県、県警察、その他防災関係機関と相互に連携し、情報伝達の経路及び体制の確認、活動の手順、使用する資機材や装備の使用法の習熟、他の機関との連携等について徹底を図るため、職員の参集訓練、情報の収集伝達訓練、消防訓練、救急・救助訓練、通信訓練、交通規制訓練などの個別訓練を相互に連携させた訓練の実施に積極的に取り組むものとする。
- (2) 市は、自ら処理すべき事務又は業務に関する防災訓練を個別に継続して実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善に努める。

第10項 避難・収容体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
------------------------	-----------------

第3編第5章第1節第3項「避難収容活動」参照

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課、消防本部）、その他防災関係機関、県
-------------	----------------------------------

県、市、その他防災関係機関は、大規模火事災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 基本的考え方

市は、大規模火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあっては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 大規模火事災害対策における活動体制

市は大規模火事災害が発生した場合（その恐れがある場合）に対応するため「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

細部に関しては、第2編「風水害対策」第3章「第1節」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

●「大規模火事災害応急対策における活動体制」

3 職員の動員配備要領

(1) 通常の場合における勤務の態様による動員要領

ア 勤務時間内

- (ア) 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- (ウ) 各課長は、動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- (オ) 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(2) 休日等勤務時間外

- ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。
- イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。
- ウ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

(3) 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職

員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

4 職員の参集配備

職員は、大規模火事災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

大規模火事災害の規模により、災害対策本部長等の支持により配備体制を強化する。また、各市民センターの配備要員数は、救援、救助の程度及び災害場所等に応じ、市民センター長が定める。

5 災害対策本部各対策部対策班の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班の分掌事務は、第2編「風水害対策」第3章第1節第6項「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

6 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、災害地該当市民センター又は災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

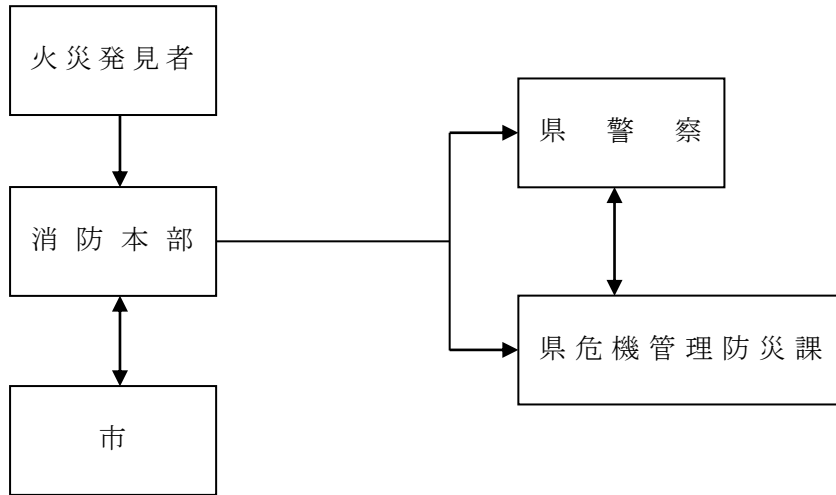
7 その他

災对本部条例等の定めるところによる。

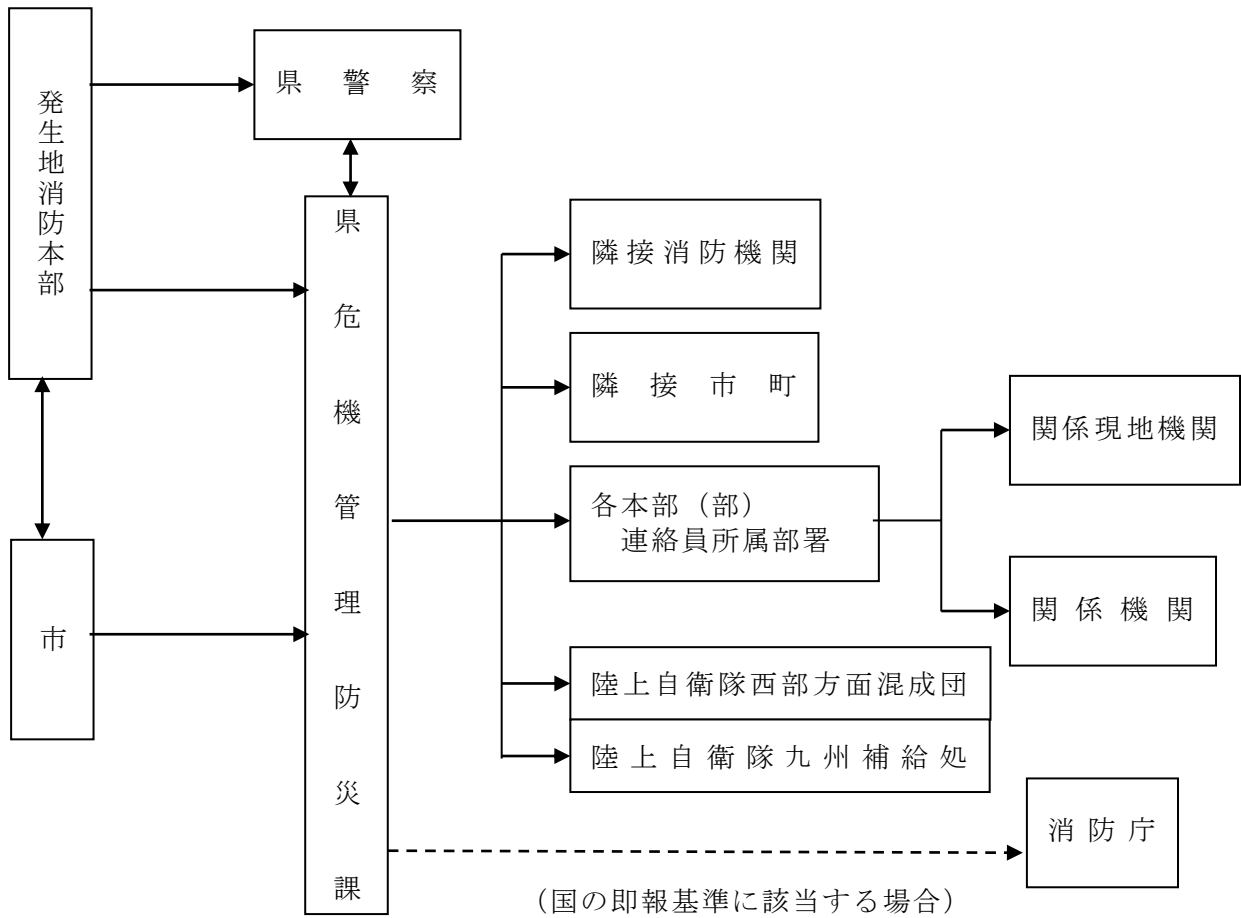
第2項 災害情報の収集、連絡、報告	市（危機管理防災課、地域医療課、関係各課、消防本部）
--------------------------	----------------------------

1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート

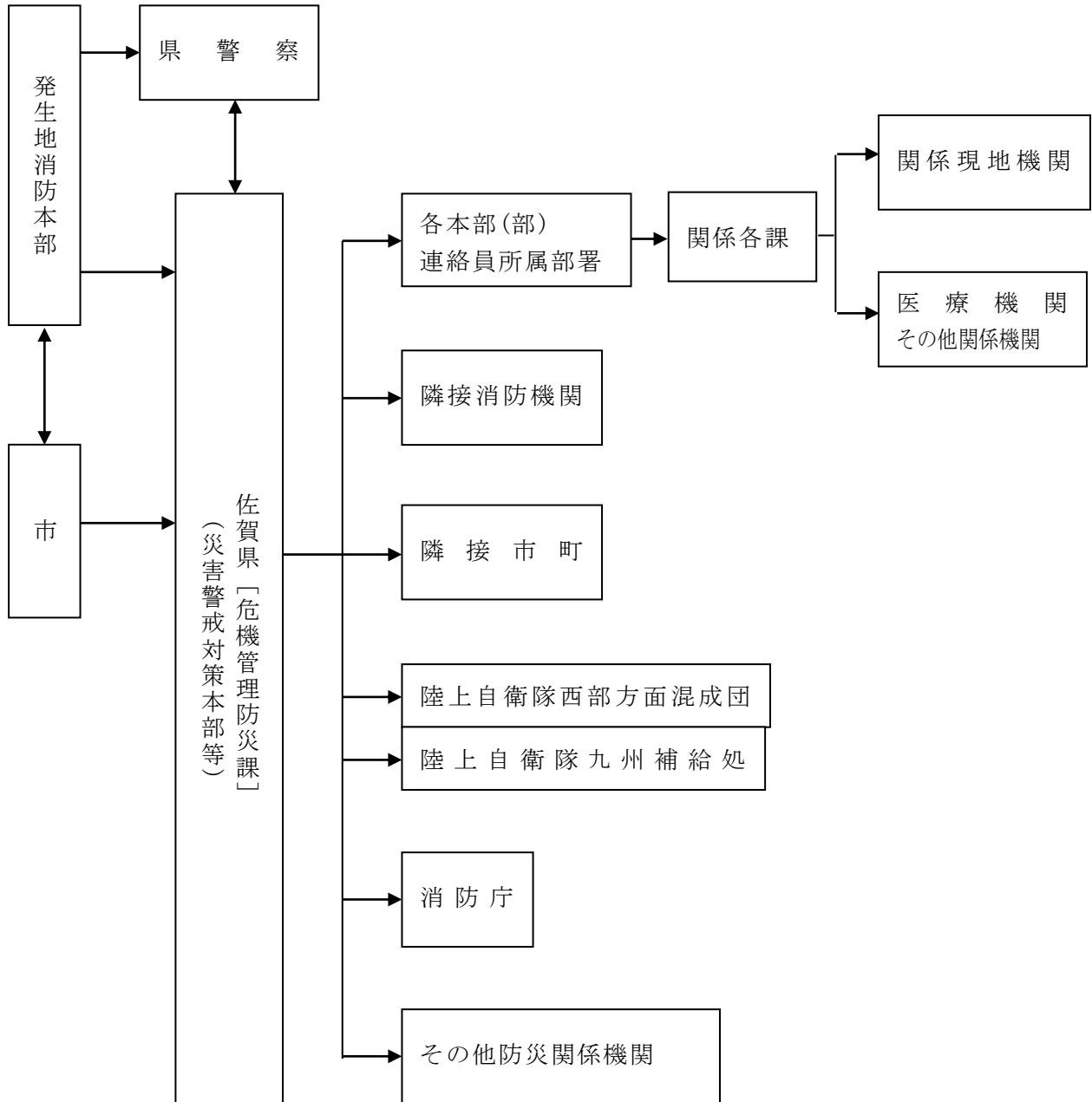
(1) 県への即報基準に該当する火災が発生した場合



(2) 災害情報連絡室の設置以降



(3) 大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（住所、地番等）
- イ 概括的被害情報（火災の延焼棟数、火勢等の状況）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向

[第2段階] 災害情報

ア 応急対策に必要な情報

- (ア) 周辺の道路交通、商店街等、文教施設、福祉施設、ライフライン等の状況

- (イ) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
- (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
- (エ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
- (オ) 住民等の避難状況及び避難場所

イ 応急対策活動情報

- (ア) 災害対策本部等の設置状況
- (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集依頼

早期に災害の概要を把握するため、県が実施するヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必要に応じて自衛隊及び他県へ応援要請）等による画像情報を含む緊急災害情報の提供を受ける。

また、職員を災害現場に派遣し災害の状況の把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに市へ報告するものとする。

イ 市の情報収集と連絡

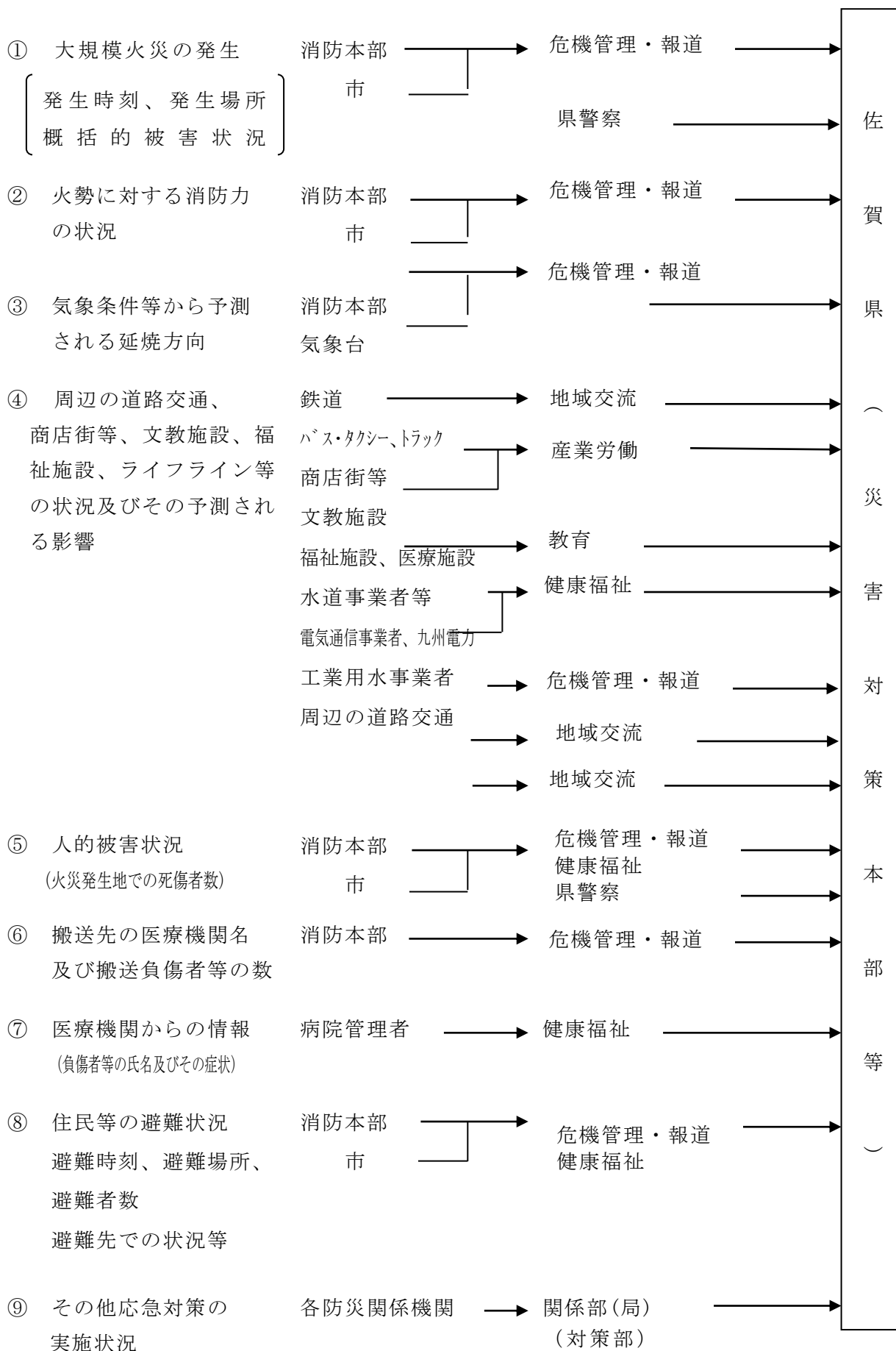
市は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

ウ 情報収集・連絡系統

- 「情報収集・連絡系統図」

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 県への被害状況等の報告

市は消防本部は、火災が発生した場合は、災害対策基本法及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）に基づき、県に被害状況等の報告を行う。

報告に当たっては、第2編「風水害対策」第3章 第3節 第4項「被害状況等の報告」に準じて実施する。

(1) 一般基準

- ア 死者3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

- ア 特定防火対象物の火災で死者が発生した場合
- イ 高層建築物の11階以上の階において発生した火災で利用者等が避難した場合
- ウ 国指定重要文化財の火災
- エ 特定違反对象物の火災
- オ 建物焼損延べ3,000平方メートル以上と推定される場合
- カ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- キ 損害額1億円以上と推定される火災の場合

(3) 社会的影響基準

上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

第3項 自衛隊災害派遣要請	市（危機管理防災課）
----------------------	------------

1 知事への自衛隊災害派遣の要請

(1) 災害派遣要請基準

市は、大規模火事災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合、県に対し、自衛隊災害派遣の要請を要求する。

(2) 災害派遣要請の手続き

ア 要請先

区 分	部 隊 の 長	担 任 部 署
陸上自衛隊	西部方面混成団長	西部方面特科連隊 (第4大隊)
海上自衛隊	佐世保地方総監	防衛部第3幕僚室
航空自衛隊	西部航空方面隊司令官	防衛部運用課

イ 要請の手続き

市は、知事に対し、次の事項を明らかにした文書をもって、災害派遣の要請を要求する。

- (ア) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考になるべき事項

自衛隊の派遣要請は、県危機管理防災課（総括対策部総括班）に求めるものとする。

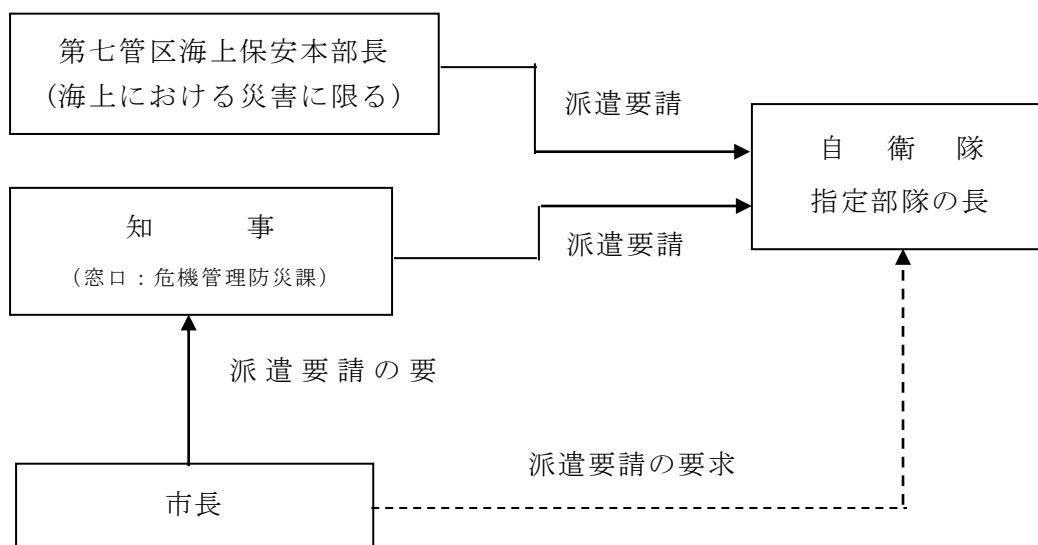
なお、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭または電話によるものとし、事後において速やかに文書を提出する。

2 市長の知事に対する災害派遣の要請の要求ができない場合

通信の途絶等により知事に対し、自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

市長は、この通知をしたときは、通信の途絶等の復旧後速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

【自衛隊の災害派遣要請のフロー図】



注) ----- は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合に行う。

第4項 救急・救助及び消火活動	市（消防本部、危機管理防災課）、県警察、県
------------------------	-----------------------

1 市

(1) 救急・救助活動

市は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等は、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

市は、負傷者等の搬送に当たっては、救命処置を要する者又はトリアージ（緊急度分類）による重傷者を優先する。また、消防本部は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

(2) 消火活動

市は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。

また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

2 県等関係機関の消火活動等

(1) 県

自ら必要と認め応援を要請する場合は、県に対し、次の措置をとる。

ア 県防災ヘリコプターによる救助・救急及び消火活動を実施する。

イ 他の市町に対する応援。

ウ 消防庁に対する広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動要請。

エ 自衛隊に対し災害派遣の要請。

(2) 県警察

県警察に対する、広域緊急援助隊の派遣を要請する。

ア 行方不明者の捜索

イ 被災者の救助

ウ 救急・救助活動に必要な交通規制等

(3) 自衛隊

知事等からの自衛隊に対する、救急・救助及び消火活動の派遣要請。

3 市の消火活動

市は、火災が発生した場合は、火点確認、出場順路選定、水利選定を迅速に行い、次の消火活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

市は、大規模火災災害の状況が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために現場指揮本部を設置し、次の活動を行う。

ア 消火活動に関する指揮

イ 他の消防機関など関係機関との連絡調整

ウ 延焼面積や延焼方向などの情報収集

エ その他消防活動に必要な措置

(2) 火災現場での消火活動

市は、火災の状態を速やかに把握し、次のことに注意しながら消火活動を実施する。

ア 風位、風速、延焼方向、火勢に細心の注意を払い、消火活動を行う。

イ 同時に複数の火災の発生を覚知した場合は、鎮火可能な場所から順次消火活動を行うとともに、次のような重要かつ危険度の高い場所の消火又は延焼防止を優先する。

(ア) 危険物貯蔵施設等

(イ) 病院、福祉施設等の収容施設又はその周辺

(ウ) 住宅等の密集地域に面する場所

ウ 火災の規模に対して消防力が不足する場合は、道路、河川、耐火建造物等の配置状況を勘案し、その活用を図りながら火災の消火及び延焼防止を図る。

エ 強風下における火災の場合は延焼速度が増すことから、逐次火勢の把握に努め、延焼方向の側面から消火活動を行うとともに、風下に対しては事前放水や飛火警戒などにより、延焼防止を図る。

4 他の消防機関への応援要請

市は、自らの消防活動のみでは対処できないと認める場合には、あらかじめ締結している「消防相互応援協定」、「佐賀県常備消防相互応援協定書」及び「佐賀県の応援・受援出動計画」に基づき、近隣の消防機関に応援を要請するとともに、それでも消防力が不足すると認める場合は、県内の他の消防機関に応援要請を行う。

要請を受けた消防機関は、可能な限り迅速に応援活動を実施する。

5 緊急消防援助隊の出動要請

市は、県内の消防力をもってしても火災に対処できないと認める場合は、県を通じ消防庁へ、緊急消防援助隊の出動要請を行う。県と連絡が取れない場合は、直接消防庁へ緊急消防援助隊の出動要請を行う。

第5項 保健医療活動	市（消防本部、危機管理防災課、関係各課）、国、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、唐津東松浦医師会、県
-------------------	---

1 救護所の設置、運営

市は、負傷者等に対し医療救護活動を実施するため、必要に応じ、救護所を設置するとともに、救護所の運営に当たっては、郡市医師会、医療機関に協力を要請する。

なお、多数の負傷者等が発生している場合には、大規模火事災害発生現場においてトリアージ地区を設定し、トリアージを実施するなど適切な対応を行う。

2 その他

その他の事項については、第3編第2章第2節第6項参照

第6項 消防警戒区域の設定	消防警戒区域の設定を実施する者（消防吏員、消防団員、警察官等）
----------------------	---------------------------------

消防警戒区域の設定を実施する者は、消火活動を実施するために必要な場合には、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

第7項 警戒区域の設定	警戒区域の設定を実施する者（市長等（市長から委任を受けた市の職員を含む。）、警察官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官）、市（危機管理防災課）
--------------------	---

警戒区域の設定を実施する者は、大規模火災により被害が拡大するおそれがある場合には、迅

速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

<p>第8項 避難・収容対策</p>	<p>避難指示を実施した者（市町長、警察官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、避難指示を受けた住民等 市（危機管理防災課、福祉総務課、建築住宅課）、県</p>
---------------------------	--

1 避難指示の内容

避難指示を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難指示をする理由
- (3) 避難先及び避難経路
- (4) 避難時の留意事項等

2 関係機関への連絡及び住民への伝達

(1) 関係機関への連絡

避難指示を実施した者又はその者が属する機関は、速やかにその内容を関係機関（市、県、県警察、自衛隊等）に対して連絡する。

(2) 住民への伝達

避難指示を実施した者又はその者が属する機関及びこの連絡を受けた市は、関係機関の協力を得て、次の方法等あらゆる手段を活用し、迅速に当該地域の住民等に対して総合防災システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか市行政放送、唐津市情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT（災害情報共有システム）、県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）、インターネット、テレビ、ラジオ等により伝達し、その周知徹底を行う。

3 避難誘導

市及び避難指示を実施した者又はその者が属する機関は、延焼の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるよう迅速かつ的確に避難誘導を行う。

避難誘導に当たっては、高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者を優先して行う。

また、旅行者などの一時滞在者は、避難経路や避難場所等を含め地域の実情に詳しくないため、誘導にあたっては配慮した対応を行う。

4 住民等の避難

避難指示が実施された場合は、その対象となった住民等は、指示の内容に従い、各自自ら避難することを原則とする。

ただし、災害時要配慮者等自力で避難することが困難な者については、市は事前に定めた援助者が避難を支援するものとし、避難指示を実施した者又はその者が属する機関及び市は、車両等を準備し、援助するものとする。

5 自主避難への対応

避難指示が実施される以前に、住民が自主的に避難を行う場合には、市は、求めに応じ、

避難先をあっせんするなど適切な措置を講じるとともに、必要に応じ関係機関に対し、このことを連絡する。

6 避難所の開設

市は、避難場所に避難した避難者等について、火災の長期化又は住家の焼失等により必要があると認めた場合は、避難所を開設する。

7 避難所の運営

(1) 運営に当たっては、食料、水及び寝具等の配布、情報提供、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮など、居住性をはじめ良好な生活環境の維持に努める。

(2) 高齢者、障がい者等の災害時要配慮者については、保健医療スタッフによる健康状態の把握や、手話通訳者の配置等情報提供の方法等に配慮するものとする。

(3) 避難生活が長期化する場合、必要に応じて、高齢者等が集まり、また、避難生活や健康の悩みなどの相談に応じるコミュニティセンター等の設置に努めるものとする。

8 公営住宅等の提供及び応急仮設住宅の建設

(1) 市は、県と連携し、自ら所有又は管理する公営住宅の空室を活用して、避難者を入居させるものとする。また、必要と認める場合は独自に、又は災害救助法に基づき速やかに計画を作成のうえ、応急仮設住宅を建設し、避難者に提供する。

(2) 建設場所は、二次災害の危険のない公有地から選定することとするが、状況によっては、民有地の提供等を受けること等により、用地を確保する。

(3) 応急仮設住宅は、水、ガス、電気等の供給に配慮するとともに、避難者の世帯人員や高齢者・障がい者等に配慮した仕様及び設計に努める。

(4) 応急仮設住宅の入居者選定に際しては、公平に行うよう努めるとともに、地域コミュニティの良好な維持を図るため、地区単位による割当て、さらには災害時要配慮者に配慮する。

第9項 交通規制等による交通対策	県警察、海上保安部、道路管理者、県
-------------------------	-------------------

1 陸上交通の確保

(1) 交通情報の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

各警察署、高速道路交通警察隊は、各道路管理者等と連絡をとり、早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び対策を警察本部に報告する。

(2) 緊急通行路確保のための交通規制の実施

県警察は、緊急輸送を確保するため、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するなど、緊急通行路の確保に当たる。

また、必要があるときは、隣接の県とともに、周辺区域を含めた広域的な交通規制を実施する。

(3) 運転者のとるべき措置

ア 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 通行禁止等の交通規制が行われたときは、速やかに、車両を通行禁止等の区域外に移動させること。通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従うこと。

2 海上交通の確保

海上保安部は、緊急輸送を円滑に実施するため、必要に応じ、次のような措置を講じる。

- (1) 必要に応じた船舶交通の整理・指導及び緊急輸送を行う船舶の円滑な航行への配慮
- (2) 災害発生現場への船舶の立入制限及び禁止
- (3) 船舶の安全な航行に必要な情報の提供

第10項 輸送対策	市（危機管理防災課、商工振興課、水産課、財産管理課）、県警察、県
------------------	----------------------------------

県、県警察、市その他防災関係機関は、大規模火事災害の応急対策に必要な人員、物資等の円滑な輸送の確保に努める。

1 緊急輸送の実施

市その他防災関係機関は、所管する災害応急対策を実施するため、人員及び物資等の緊急輸送が必要な場合は、これを自ら行うものとする。

2 輸送手段の確保

市その他防災関係機関は、自ら所有するものを使用し、又は供給可能な関係業者から調達し、緊急輸送を行うのに必要となる車両等、輸送手段を確保する。

必要となる車両等輸送手段が確保できないときは、県に対して、その調達又はあつせんを要請する。

3 緊急通行車両の確認及び事前届出

(1) 緊急通行車両の確認

市その他防災関係機関は、災害対策基本法第76条の規定に基づく通行の禁止又は制限が行われている場合は、県又は県警察の確認を受け、緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け輸送を行わなければならない。

緊急通行車両の確認事務は、原則として、県公安委員会（県警察）が行う。

(2) 緊急通行車両の事前届出

各防災関係機関等は、災害時における素早い緊急通行車両確認証明書及び標章の受領に備え、県警察から事前届出制度による緊急通行車両事前届出済証の交付を受け、災害時の指定された緊急交通路の迅速な車両運用に努める。

第11項 住民等への情報提供活動	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）
-------------------------	----------------------

1 住民等への情報提供

(1) 市

広報資料の収集

市は、警察、消防本部その他の防災関係機関から収集した情報を広報資料として整理する。

イ 広報活動

総合防災システム、60MHz防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システムのほか市行政放送、唐津市情報メール、市ポータルサイト（ホームページ）、ソーシャルメディア（LINE、Facebook等）、FMからつによる緊急災害等放送、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社による緊急速報メール等の配信、市広報車、L-ALERT（災害情報共有システム）、県防災ネットあんあん（スマートフォンアプリ）、インターネット、テレビ、ラジオ等、あらゆる手段を活用して、情報を提供する。

(ア) 大規模火事災害の発生状況

(イ) 人的被害及び救急・救助活動の状況

(ウ) 火災・消火活動の状況

(エ) 負傷者等の収容状況

(オ) その他必要と認められる情報

(2) 各防災関係機関等

各防災関係機関等は、情報の公表、広報活動の際には、その内容について相互に通知し情報交換を行う。

2 被災者の家族等への情報伝達

市、消防本部その他防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、被災者の家族等からの問い合わせ等に正確かつ適切に伝達する。

市及び消防本部は、必要と認める場合、専用電話、ファックス及びパソコン等を備えた総合窓口を設置する。

第12項 遺体の処理収容	市（関係各課）、県警察、海上保安部、日本赤十字社佐賀県支部、県
---------------------	---------------------------------

大規模火事災害により多数の死亡者が発生した場合には、県警察、海上保安部による検視、日本赤十字社佐賀県支部による洗浄等の処置のほか、市は必要に応じ安置所を設置する。

1 検視、身元確認等

市は、災害発生現場（海上を含む）において遺体を発見した場合、県警察又は海上保安部に対し、このことを連絡するとともに、遺体の検視、身元確認等に関し県警察、海上保安部に対し引き渡しを行う。

2 遺体の収容

市は、必要と認める場合は、遺体を一時安置し収容するため、適当な場所（寺院、神社、公共施設等）に安置所を設置するものとする。

3 日本赤十字社佐賀県支部

日本赤十字社佐賀県支部は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

第13項 心のケア対策	市（関係各課）
--------------------	---------

災害の発生に伴い、被災者やその家族、目撃者等は、被災のショック等により急性ストレス障害や心的外傷後ストレス障害（PTSD）など精神的に不安な状況になるなど、心の健康に大きな影響を及ぼす。

このため、市は、県、及び航空運送事業者等と連携し、メンタルヘルスケアに努めるものとする。

この場合、市は、唐津市保健福祉センターが中心となり、公的・民間医療機関及び佐賀県看護協会との協力により実施する。

第3節 災害復旧・復興計画

第1項 災害復旧・復興計画	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------	-----------------

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の災害復旧・復興活動に関する活動等については、第3編「地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。

第4節 その他必要な事項

第1項 その他必要な事項	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------	-----------------

「食料、飲料水及び生活必需品等の供給計画」「ライフライン等公益施設の応急復旧計画」「災害救助法の適用」「廃棄物の処理計画」等については、第2編「風水害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第3章 林野火災対策

この林野火災対策計画は、火災による広範囲にわたる林野の焼失等の発生（以下「林野火災」という。）に対する火災予防、人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

<p>第1項 予防思想の普及啓発及び失火防止対策の推進</p>	<p>市（危機管理防災課、農地林務課、学校教育課、消防本部）、森林管理署、森林所有者（管理者、占有者を含み、国、県、市を除く。以下同じ。）、県、</p>
--	--

1 住民等への予防思想の普及啓発

市は、空気が乾燥する季節や行楽シーズン等の林野火災が多発する期間において、次に掲げる手段等により、広く住民等への予防思想の普及啓発に努める。

- (1) ポスターの掲示、チラシ等の配布
- (2) 学校等を通じた生徒、児童等への広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) その他の情報提供手段の利用

森林の所有者は、自己の所有する山林において伐採事業等を行う者に対して予防思想の普及啓発に努める。

2 入山者に対する失火防止対策

市は、次のような入山者に対する失火防止対策の実施に努める。

- (1) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への火災防止標識板の設置
- (2) 山林内の休憩所、作業所及び駐車場等への灰皿の設置並びに簡易吸殻入れの携帯の推進

3 火入れ対策

市は、火入れを行う者に対し、失火の防止のため次の事項について周知を図る。

- (1) 火入れを行う場合は、火入れに関する条例に基づき必ず市長の許可を受けること。
- (2) 市火入れ条例で定める日までに火入れの場所及び日時を市長に通知すること。
- (3) 火入れの周囲に防火帯を設け、延焼のおそれがないようにすること。
- (4) 火入れ跡地の完全消火を行い、火入れ責任者が確認を行うこと。
- (5) 強風注意報、火災気象通報又は市が発する火災警報が発令された場合には、火入れを行わないこと。
- (6) 火入れを行うに当たっては、万一の火災の発生に備え、市への連絡手段等を確保すること。

4 林野内での事業実施者の防火対策

山林内で事業を行う者は、火気責任者の配置、事業区域内における巡視員の配置及び消火資機材の整備に努める。

第2項 防火林道等の整備	市（危機管理防災課、農地林務課）、森林管理署、森林所有者、県
---------------------	--------------------------------

1 防火林道の整備

県、森林管理署及び市は、林道の開設、改良及び補修を行う場合には、林野火災を考慮した路線の設定を図るとともに、消防用車両等が通行可能な防火林道の整備に努める。

2 防火線及び防火樹帯の整備

県、森林管理署、市及び森林所有者は、地形、火災危険期の風向及び延焼経路等を考慮して、防火線及び防火樹帯の整備に努める。

3 林野火災特別地域の決定

林野火災対策事業を実施する地域は、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等を考慮し、要件に該当する区域内の関係市が県と協議して決定する。

4 林野火災特別地域対策事業計画の策定及び推進

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を有する市は、当該地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の特性に配慮し、県と協議のうえ、おおむね次の事項を内容とする林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、当該事業計画に定める各種予防対策の推進に努める。

- (1) 防火思想の普及啓発、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設等の整備に関する事項
- (4) 火災防ぎょ訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

第3項 情報の収集・連絡手段の整備等	市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課）
---------------------------	-----------------------

第5編第2章第1節第5項参照

第4項 参集体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

第5編第2章第1節第6項参照

第5項 広域防災体制の強化	市（消防本部、危機管理防災課）
----------------------	-----------------

第5編第2章第1節第7項参照

第6項 搜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、保健医療課）
-----------------------------------	-----------------------------

第5編第2章第1節第8項参照

第7項 職員への周知及び防災訓練	市（消防本部、危機管理防災課）
-------------------------	-----------------

第5編第2章第1節第9項参照

第8項 消火活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、関係各課）
----------------------	----------------------------

1 消防施設の整備

市は、防火水槽及び貯水槽の整備並びに水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用及び河川水等の自然水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

2 消火用資機材等の整備

市は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。

3 林野火災用防災マップの作成

市は、林野火災発生時に、迅速かつ的確な消火活動ができるよう、消防用車両が通行可能な林道や防火水槽などを図示した林野火災用防災マップの作成に努める。

4 空中消火の実施体制の整備

(1) 市は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、又は自衛隊の災害派遣によるなど、ヘリコプターによる空中消火を実施する場合は相互に連携し、迅速かつ的確にできるよう、あらかじめ次の体制の確立に努めるものとする。

ア 現場における統轄的指揮体系

イ 空中消火資機材の補給体制

ウ 補給基地及び臨時ヘリポートの確保

エ 空中消火用資機材の点検及びその搬送体制の整備

オ 必要人員の把握

(2) 補給基地及び臨時ヘリポートにおける安全の確保対策

第9項 避難・収容体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
-----------------------	-----------------

第3編第5章第1節第3項参照

第2節 災害応急対策計画

第1項 林野火災警戒活動	(危機管理防災課、消防本部)
---------------------	----------------

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、直ちに市へ通報し、通報を受けた市は、必要に応じ林野火災防止のための警戒活動を行う。

1 県

県は、佐賀地方気象台から火災気象通報を受けた場合には、県防災行政無線の自動一斉指令等により、直ちに市へ通報する。

2 市

市は、県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が林野火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じ火災に関する警報を発令するとともに、警報が解除されるまでの間、市火災予防条例で定める火の使用を制限する。また、防災行政無線、広報車、警鐘等により、入山者等に周知徹底を図るとともに、火災に関する警報が発令された場合、消火用資機材等の準備を行うとともに、パトロールにより入山者等への注意の喚起を図る。

第2項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、農地林務課、関係各課）
--------------------	-----------------------

1 基本的考え方

市は、林野火災災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 林野火災災害対策における活動体制

市は林野火災災害が発生した場合（その恐れがある場合）に対応するため「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

細部に関しては、『第2編 風水害対策 第3章 第1節』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

●「林野火災応急対策における活動体制」

3 職員の動員配備要領

(1) 通常の場合における勤務の態様による動員要領

ア 勤務時間内

- (ア) 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- (ウ) 各課長は、動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- (オ) 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(2) 休日等勤務時間外

- ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。
- イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

ウ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

(3) 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

4 職員の参集配備

職員は、林野火災対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

- (1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

林野火災の規模により、災害対策本部長等の支持により配備体制を強化する。また、各市民センターの配備要員数は、救援、救助の程度及び災害場所等に応じ、市民センター長が定める。

5 災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務は、『第2編 風水害対策 第3章 第1節 第6項「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

6 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、災害地該当市民センター又は災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

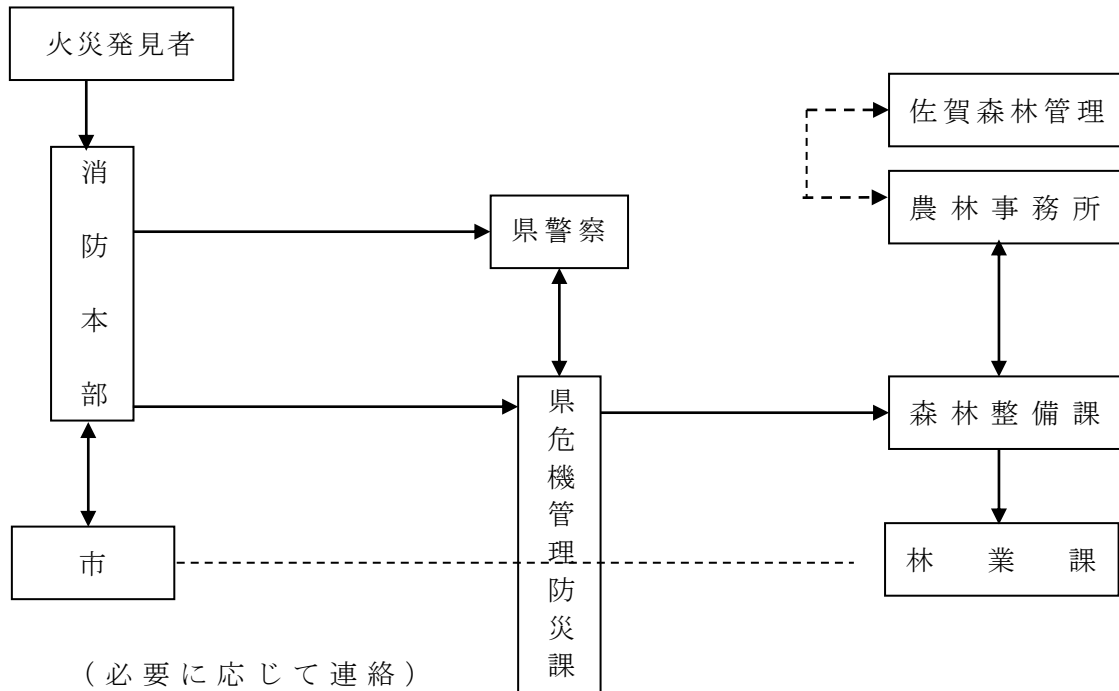
7 その他

「唐津市災害対策本部条例」及び「唐津市災害対策本部規程」の定めるところによる。

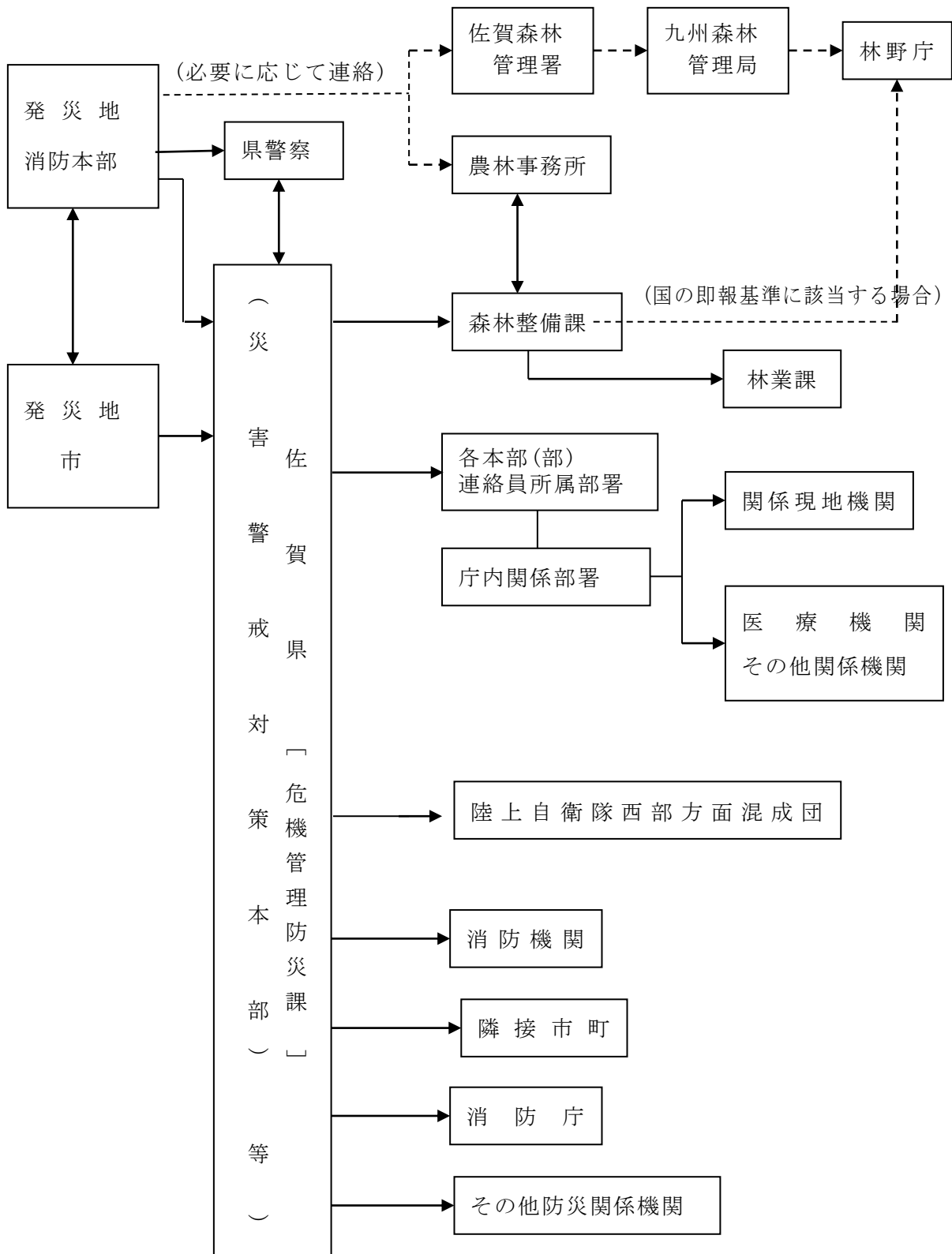
<p>第3項 災害情報の収集・連絡、報告</p>	<p>市（消防本部、危機管理防災課、農地林務課、地域医療課、関係各課） 県、県警察、森林管理署、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、</p>
---------------------------------	--

1 林野火災発生時等の情報連絡ルート

(1) 県への即報基準に該当する林野火災が発生した場合



(3) 林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 火災発生時刻、発生場所（地図上に明記）
- イ 概括的被害情報
（火災による延焼面積等の状況、現場の気象状況、火勢等）
- ウ 火勢に対する消防力の状況
- エ 気象条件等から予測される延焼方向
- オ 周辺の人家等の状況及びその予測される影響

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 林道等の進入路、水利の状況、その他防ぎよ活動に必要な事項
 - (イ) 人的被害状況（火災発生地での死傷者数）
 - (ウ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (エ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (オ) 住民等の避難状況及び避難場所

- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

ア 市の情報収集と連絡

市は、災害の状況を把握し、その状況を速やかに県に連絡する。

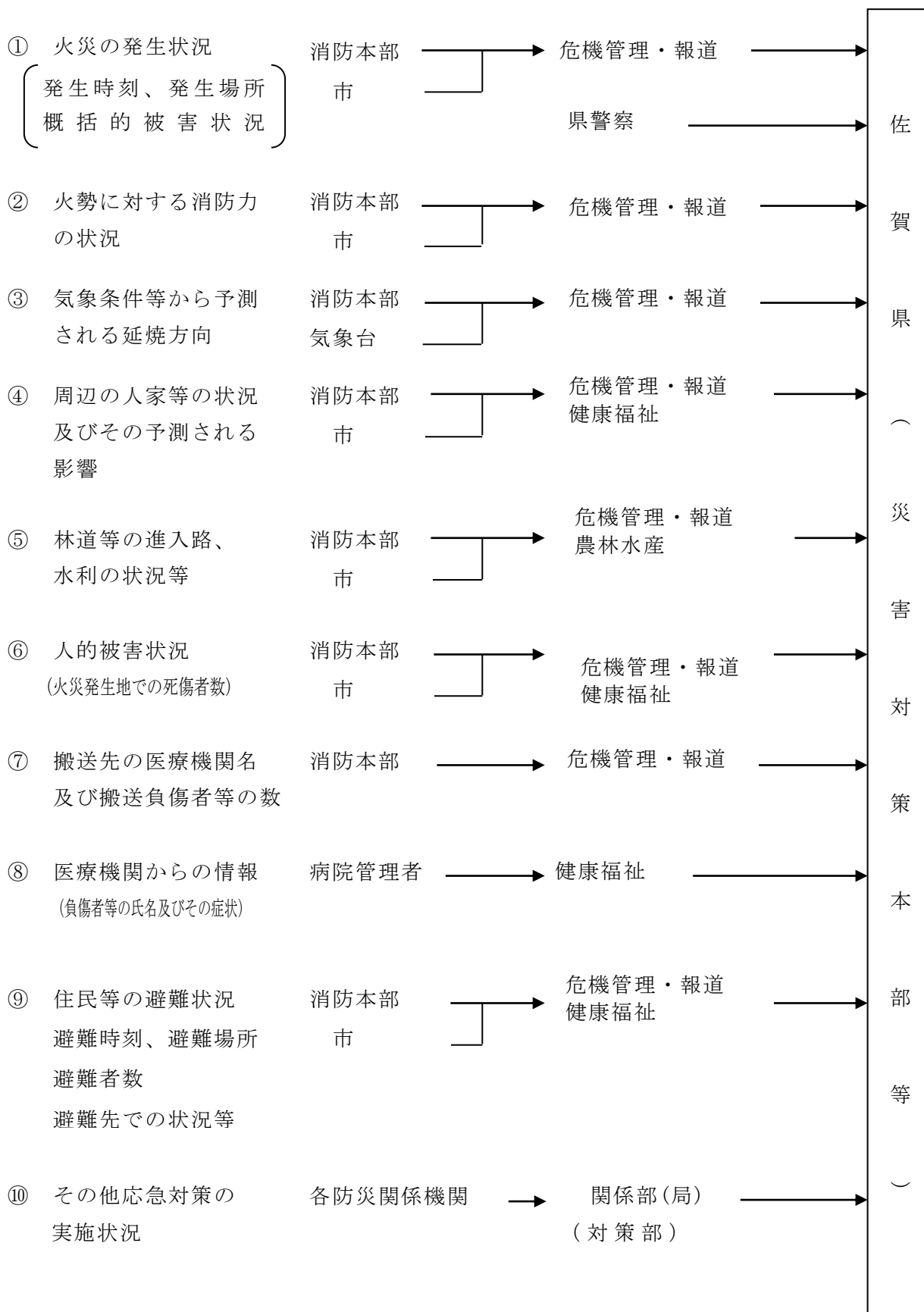
イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 森林所有者

森林所有者は、県、県警察及び市との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

4 市から県、国への被害状況等の報告

市は、林野火災が発生した場合は、災害対策基本法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）及び林野火災時における対応について（平成8年4月25日付け消第158号）に基づき、県に対し報告を行うほか、次のいずれかの基準に該当する場合、即報を行うとともに、その後状況の変化に応じて随時報告する。

【即報基準】

- (1) 焼損面積が1ha以上と推定される場合
- (2) 火災による死者又は負傷者が生じた場合
- (3) 住家等へ延焼するおそれがある場合

第4項 消火活動	市（消防本部、危機管理防災課）
-----------------	-----------------

1 現場指揮本部の設置

市は、火災現場の全体が把握できる場所に効果的な消火活動を行うために、現場指揮本部を設置し、次の活動を実施する。

- (1) 消火活動に関する指揮
- (2) 自衛隊などの関係機関との連絡調整
- (3) 延焼面積や延焼方向などの情報収集
- (4) その他消防活動に必要な措置

2 地上における消火活動

(1) 火災防ぎょ活動

市は、地上における火災防ぎょ活動を行う場合、迅速に地形の高低、勾配、植生の状況、道路又は進入路の有無及び水利の状況等を把握し、その状況から判断して防ぎょ活動を実施する。

(2) 安全管理

市は、火災現場において細心の注意を払い、事故の未然防止に努めなければならない。

(3) 残火処理

市は、焼失面積が広範囲で詳細な点検が難しいなどの林野火災の特性に着目し、残り火による火災発生が生じないように努める。

3 空中消火活動

(1) 空中消火の実施の決定

市は、林野火災の状況が次の基準に該当し、必要と認めた場合は、現場指揮本部と十分に調整し、ヘリコプターによる空中消火の要請を決定する。

ア 地形等の状況により、地上の防ぎょ活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防ぎょ能力が不足又は不足すると判断される場合

ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(2) 市の行う応援要請

市は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。

ア 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

イ 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。

(3) 空中消火の実施

市は、空中消火の実施が決定した場合には、速やかに次の措置を講じる。

ア 補給基地及び臨時ヘリポートについて、県及び自衛隊等のヘリコプター運用機関と協議のうえで決定する。

イ 散布液の注入作業等に必要とする要員を確保する。

ウ 空中消火用資機材を補給基地へ搬送する。

エ 空中消火用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

オ ヘリコプター運用機関は、市及び県と連携を図りながら空中消火活動を実施する。

第5項 警戒区域の設定	市（消防本部、危機管理防災課）、警察官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官、県
--------------------	---

警戒区域の設定を実施する者（市長等）は、林野火災により被害が周辺住民等に及ぶおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定し、周辺住民や入山者の安全確保を図る。

第6項 避難・収容対策	市（危機管理防災課、関係各課）、避難指示を実施した者（市長、警察官、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官）又はその者が属する機関、避難指示を受けた住民等、県
--------------------	---

第5編第2章第2節第8項参照

第7項 二次災害の防止	市（危機管理防災課、関係各課）、森林管理署、県警察、県
--------------------	-----------------------------

市及び森林管理署は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害の発生の防止に努める。

市は、県と連携し降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、周辺住民に対し、その旨周知するとともに、速やかに応急対策を講じる。

第8項 その他必要な事項	市（農地林務課、道路河川管理課）、森林管理署、県
---------------------	--------------------------

「自衛隊災害派遣要請」「救急・救助及び消火活動」「医療活動」「交通規則等による交通対策」「輸送対策」「住民等への情報提供活動」「死体の処理収容」「こころのケア対策」等については、第2編「風水害対策編」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第3節 災害復旧・復興計画

第1項 災害復旧・復興計画	市（農地林務課、危機管理防災課、関係各課）
---------------	-----------------------

大規模な火事災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の災害復旧・復興活動に関する活動等については、第3編「地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じるとともに、市及び森林管理署は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧に努める。

第4章 海上災害対策

この海上災害対策計画は、船舶の衝突、転覆及び火災等の海難の発生による多数の死傷者等の発生、又は船舶からの油の大量流出による著しい海洋汚染や火災等の発生（以下「海上災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、市が処理すべき対策及び海上保安部等との連携すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 消火活動体制の整備	市（消防本部、危機管理防災課）、海上保安部、九州運輸局佐賀運輸支局唐津庁舎、九州地方整備局唐津港湾事務所、県
----------------------	--

1 消火用資機材等の整備

市は、海上保安部の実施する資機材の整備と相まって消火用資機材等の整備に努める。

2 消火活動にかかる連携の強化

市は、船舶火災に関し協定等の締結を推進し、必要に応じて入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、必要な資料及び情報交換等の連携強化に努める。

第2項 情報の収集・連絡手段の整備等	市（消防本部、危機管理防災課、関係各課）、海上保安部
---------------------------	----------------------------

第5編第2章第1節第5項参照

第3項 参集体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
--------------------	-----------------

第5編第2章第1節第6項参照

第4項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備	市（危機管理防災課、水産課、環境課）、海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、県
----------------------------------	---

市は、県、海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、海上運送事業者等その他防災関係機関が行う油の大量流出時における防除資機材等の整備と連携し、必要に応じて、油が大量に流出した場合に備え、船艇、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤及び油吸着マットなどの資機材等の整備に努める。また、必要に応じ、防災関係機関等の資機材の保有状況を把握するとともに、

情報交換を行う。

<p>第5項 流出油の防除に関する協議会の会員の連携強化</p>	<p>市（危機管理防災課、環境課、関係各課）、唐津・玄海・糸島海域排出油等防除協議会、伊万里湾海域油災害対策協議会、有明海排出油防除協議会</p>
---	---

唐津・玄海・糸島海域排出油等防除協議会、伊万里湾海域油災害対策協議会及び有明海排出油防除協議会は、大量の流出油事故に迅速な対応ができるよう、会員が有する資機材等についての情報交換、流出油防除に関する調査研究及び訓練の実施等により会員の連携強化に努める。

<p>第6項 二次災害の防止活動体制の整備</p>	<p>市（消防本部、危機管理防災課）、県警察、海上保安部</p>
----------------------------------	----------------------------------

市は、係留中の船舶等に火災、爆発、油流出等の海上災害が発生した場合、二次災害の発生を防止するため、海上保安部と連携して付近住民への迅速な周知活動並びに避難誘導を行う体制の整備に努める。

<p>第7項 その他必要な事項</p>	<p>市（消防本部、危機管理防災課）、県警察、海上保安部</p>
----------------------------	----------------------------------

「情報の収集・連絡手段の整備等」「参集体制の整備」「広域防災体制の強化」「捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備」「職員への周知及び防災訓練」等については、第2編「風水害対策」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第2節 災害応急対策計画

<p>第1項 活動体制の確立</p>	<p>海上保安部、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関市（危機管理防災課、関係各課、消防本部）</p>
---------------------------	--

1 基本的考え方

市は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 海上災害対策における活動体制

市は海上災害が発生した場合（その恐れがある場合）に対応するため「災害情報連絡室」、「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

細部に関しては、『第2編 風水害対策 第3章 第1節』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

●「海上災害応急対策における活動体制」

3 職員の動員配備要領

(1) 通常の場合における勤務の態様による動員要領

ア 勤務時間内

- (ア) 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- (ウ) 各課長は、動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- (オ) 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(2) 休日等勤務時間外

- ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。
- イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。
- ウ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

(3) 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール

等を活用する。

4 職員の参集配備

職員は、海上災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

海上災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。また、各市民センターの配備要員数は、救援、救助の程度及び災害場所等に応じ、市民センター長が定める。

5 災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務は、第2編「風水害対策」第3章第1節第6項「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

6 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、災害地該当市民センター又は災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

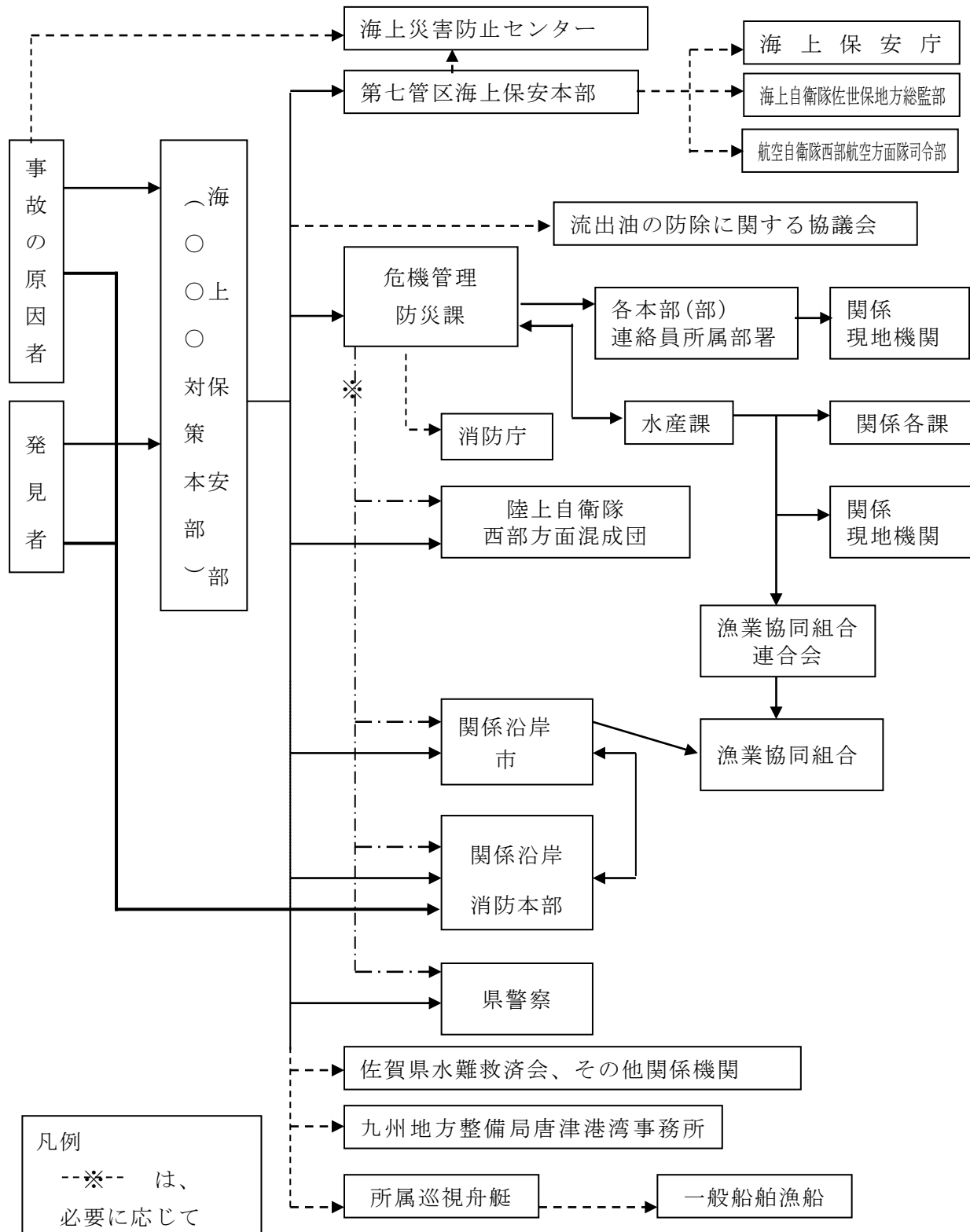
7 その他

「唐津市災害対策本部条例」及び「唐津市災害対策本部規程」の定めるところによる。

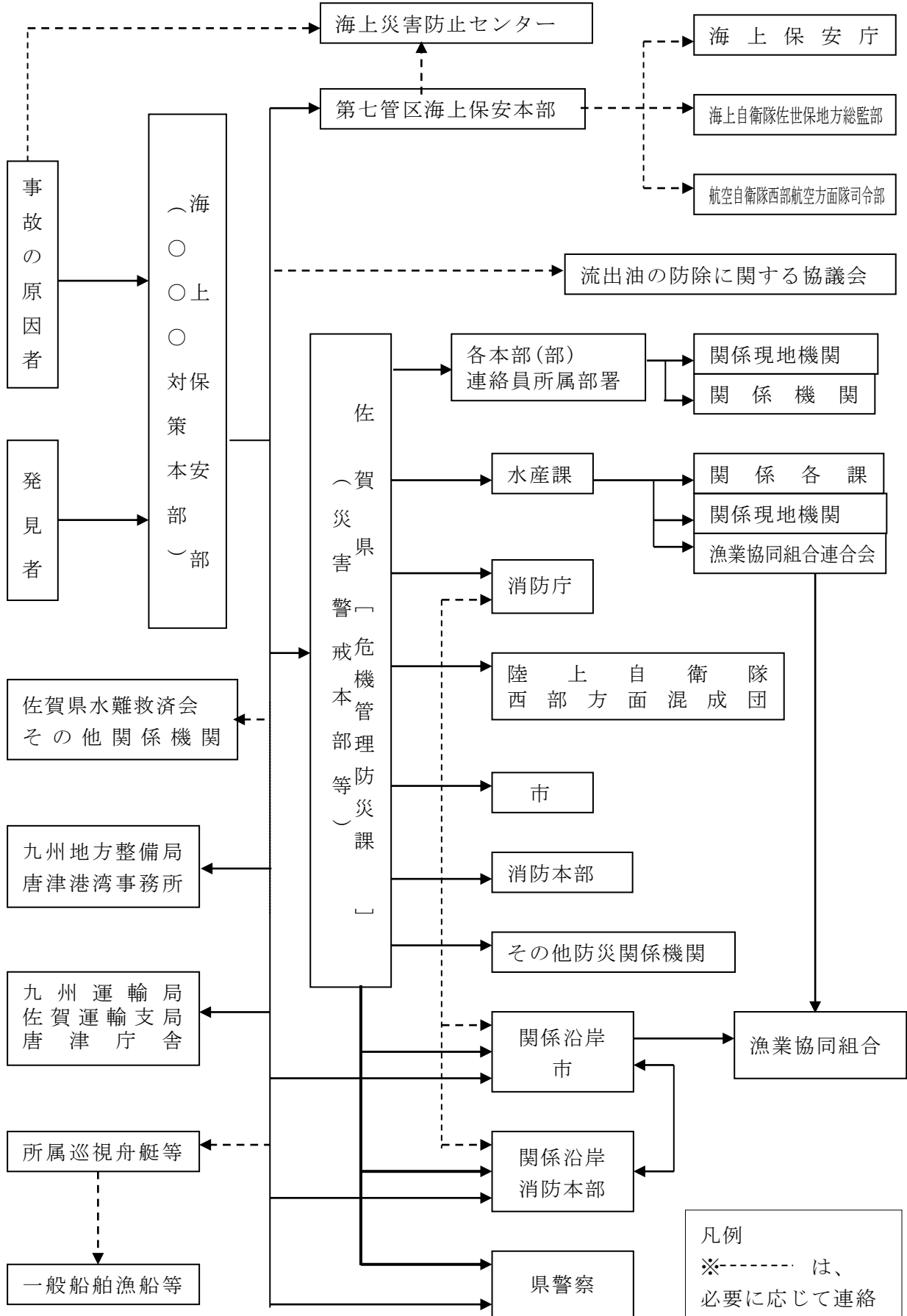
第2項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、海上保安部、消防機関、事故の原因者、その他防災関係機関、県、市（危機管理防災課、水産課）
--------------------------	--

1 海上災害発生時等の情報連絡ルート

(1) 災害情報連絡室の設置以降



(2) 海上災害拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）



2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（船舶の規模、種類、破損状況等）
- ウ 事故に遭った船舶名及び船舶会社
- エ 乗客人員数及び乗組員数
- オ 油の流出状況等
 - (ア) 船体破損部等の油流出箇所の状況
 - (イ) 流出油の種類及び性状並びに積載量及び積載状況
 - (ウ) 流出油の推定量
 - (エ) 流出油の漂流状況
 - (オ) 付近海域における気象・海流等の状況

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 人的被害状況（死傷者数、行方不明者数）
 - (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (ウ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (エ) 油の流出、漂流及び漂着状況
 - a 流出油の推定量及び引き続き流出するおそれの有無
 - b 流出油の漂流予測
 - c 流出油の海岸等への漂着のおそれの有無及び予測時間
 - (オ) 流出油による水産資源及び環境への影響
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部等の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 災害情報の収集・連絡

ア 事故の原因者の情報収集と連絡

事故の原因者は、速やかに被害状況を把握し、海上保安部及びその他関係機関に対し連絡する。

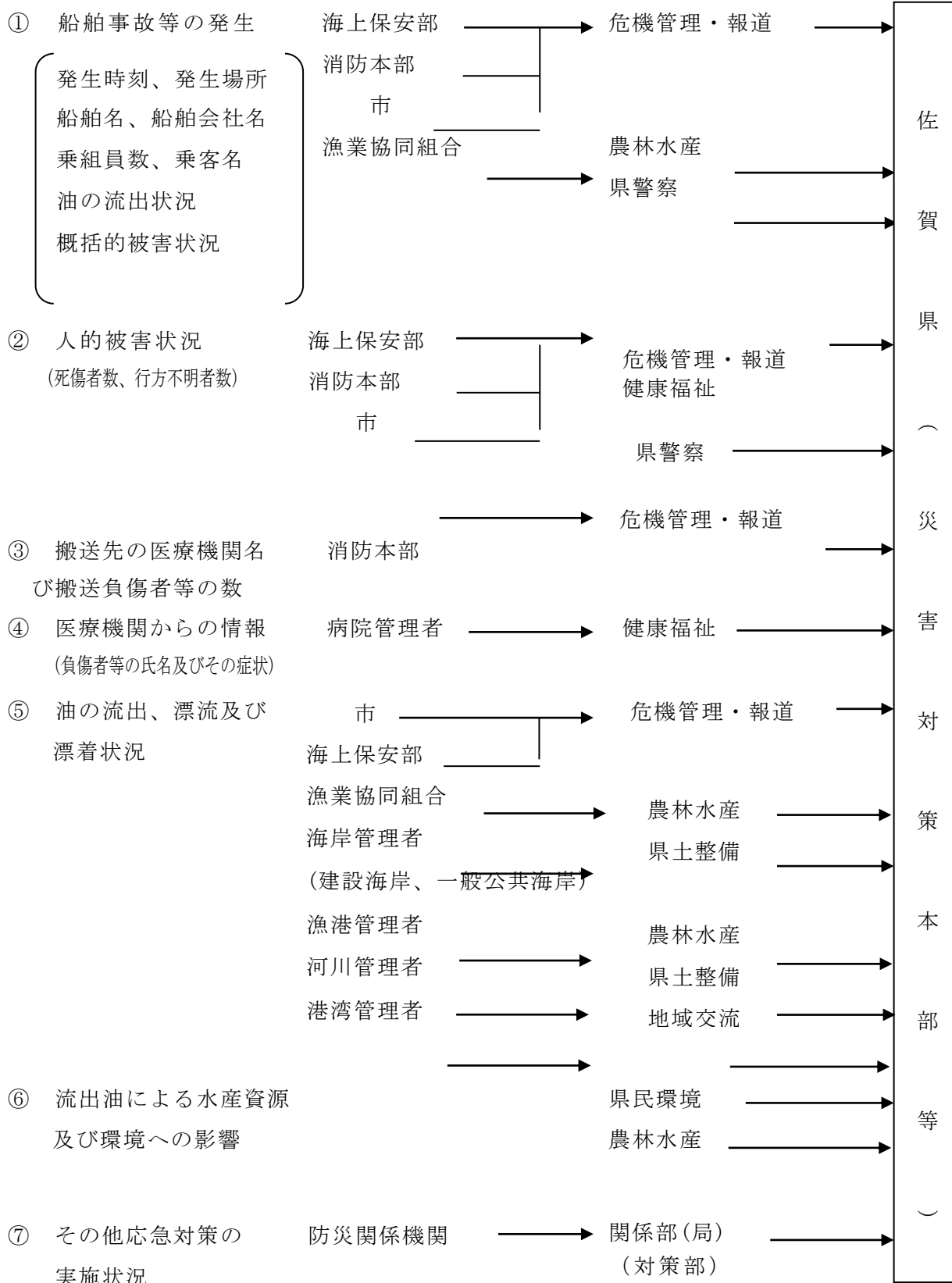
イ 各防災関係機関等の情報収集と連絡

各防災関係機関等は、災害情報の収集に努めるとともに、収集した災害情報を、次により県（災害対策本部等）に対し連絡する。

また、必要に応じ、他の防災関係機関等に連絡するものとする。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 県への被害状況等の報告

市及び消防機関は、海上災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県に被害状況等の報告を行う。

消防庁への即報基準（県経由）	【一般基準】 ①死者が3人以上生じたもの ②死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 ①タンカー火災 ②社会的影響度が高い船舶火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
消防庁への直接即報基準	ア タンカー火災 イ 社会的影響度が高い船舶火災

第3項 救急・救助活動	市（危機管理防災課、水産課、消防本部）、県、県警察、海上保安部、自衛隊
--------------------	-------------------------------------

市は、海上保安部からの通報を受けた場合、救助者の引渡し場所等を確認し、負傷者等について、引渡し場所から医療機関（救護所を含む）への搬送活動を実施する。

消防本部は、負傷者等の搬送に当たっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先する。

消防本部は、救急医療情報システム等を活用して、搬送先の医療機関の負傷者等の受入れ可否等の情報を把握する。

第4項 消火活動	市（危機管理防災課、消防本部）、海上保安部、県、事故の原因者、指定海上防災機関
-----------------	---

1 市

市は、係留中の船舶又は入渠中の船舶に火災等が発生した場合には、海上保安部と協力し、迅速に消火活動を実施する。

また、海上航行又は沖合停泊中の船舶において火災等の海上災害が発生した場合は、可能な限り海上保安部と協力して消火活動の実施に努めるとともに二次災害の危険防止活動に努める。

2 事故の原因者及び指定海上防災機関

事故の原因者は、海上火災が発生した場合は、直ちに消火及び延焼防止のための応急措置を講じるとともに、海上火災の現場付近にある船舶に対し注意を喚起するための措置を講じる。

指定海上防災機関は、船舶所有者等からの委託に基づいて、消火活動を実施する。

<p>第5項 大量の流出油等に対する 防除・回収活動</p>	<p>市（消防本部、危機管理防災課、環境課、関係各課）県、県警察、海上保安部、事故の原因者、流出油の防除に関する協議会、指定海上防災機関、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、河川管理者、その他防災関係機関、</p>
---	---

1 海上における防除活動

(1) 市

市は、必要に応じ保有している油吸着マット、油処理剤等の資機材を提供するなど海上保安部と連携し、防除活動に努める。

(2) 事故の原因者及び海上災害防止センター

事故の原因者は、直ちに流出した油の拡大防止及び油の流出の防止並びに流出した油の除去のための応急措置を講ずるものとする。

海上災害防止センターは、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等からの委託に基づいて、流出油の防除措置を実施する。

(3) 流出油の防除に関する協議会

流出油の防除に関する協議会会長から出動の要請を受けた協議会会員は、流出油の防除活動に協力するものとする。

(4) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、油防除資機材等の提供など防除活動に協力する。

2 沿岸における防除活動

(1) 市

市は、地域内の自然環境及び社会環境の保全を図る観点から、必要と認めた場合は、漁業協同組合、地元住民及びボランティア等の協力を得ながら、海上保安部等と連携し、次の防除活動を実施する。

ア 消防本部による漂着油の回収作業を実施する。

イ 地図上に明示した漂着マップの作成

ウ 回収用資機材の試算及びその調達

エ 作業地区の分担表の作成

オ その他必要な防除活動

また、自らの防除活動のみでは対処できないと認める場合は、県及びその他防災関係機関に応援を要請する。

(2) 事故の原因者、指定海上防災機関

事故の原因者及び海上保安庁長官の指示等により出動した海上災害防止センターは、速やかに、県、市及び防災関係機関の協力を得ながら、必要な資機材の調達、回収油の一時集積場所の選定、漂着油の回収作業を実施する。

(3) 海岸、港湾及び漁港管理者

海岸、港湾及び漁港管理者は、管理する施設の漂着油に対する防除活動を実施する。

(4) 河川管理者

河川管理者は、流出油により河川が汚濁し、河川の管理に重大な支障を生じるおそれがある

ある場合は、その他防災関係機関と連携して必要な防除活動を実施する。

(5) その他防災関係機関

その他防災関係機関は、漂着油の防除に関し、各々の機関に応じて必要な措置を講じるとともに、他の機関に対する協力を努める。

第6項 回収油の処理活動	市（環境課）
---------------------	--------

市は、事故の原因者及び施設管理者から、どのように回収油の収集、運搬、処分を行われたか報告を受ける。

第7項 回収作業従事者の健康対策	市（地域医療課、健康増進課）
-------------------------	----------------

ボランティアによる漂着油回収作業従事者の作業の長期化に伴う精神的・肉体的疲労等からくる健康状態の悪化を防止するため、必要に応じ医師、保健師等による健康相談チームを編成し、相談所の設置又は巡回相談を実施する。

また、相談所及び救護所の運営に当たっては、地区医師会及び医療機関等に協力を要請し、十分に対処できない場合は、県に対し、医師、保健師の派遣を要請する。

第8項 ボランティアの活動対策	市（福祉総務課）
------------------------	----------

1 市

市は、求められるボランティアの内容、必要人員及び活動場所等被災地のニーズを把握し、県・市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関、日本赤十字社佐賀県支部等に対し、情報を提供する。

また、必要に応じ、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる施設の提供に努める。

2 市社会福祉協議会等

市社会福祉協議会、その他のボランティア活動支援機関は、救援ボランティア事務所を設置し、次の業務を実施する。

- (1) 市災害対策本部との連絡・調整
- (2) 救援ボランティア本部との連絡・調整
- (3) 救援ボランティアの募集・受入れ・調整
 - ア 救援ボランティアの募集・受付・登録
 - イ ボランティア保険加入の手続き
- (4) その他ボランティア活動に必要な業務

<p>第9項 油流出事故が発生した場合の補償対策</p>	<p>市（危機管理防災課、観光課、水産課、関係各課）、県</p>
-------------------------------------	----------------------------------

県、市及び油流出事故による被害を受けた者は、補償請求に備え、それぞれ自らが実施した流出油の防除及び清掃等に要した経費の把握並びに写真等の証拠書類の整理を行う。

また、市及び県は、漁業協同組合、観光業者等が行う補償請求について助言を行う。

<p>第10項 その他必要な事項</p>	<p>市（危機管理防災課、観光課、水産課、関係各課）</p>
-----------------------------	--------------------------------

「自衛隊災害派遣要請」「救急・救助及び消火活動」「医療活動」「交通規則等による交通対策」「輸送対策」「住民等への情報提供活動」「死体の処理収容」「こころのケア対策」等については、第2編「風水害対策」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第3節 災害復旧計画

第1項 漁業・水産関係の復旧	市（水産課）
----------------	--------

市は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講じる。

第2項 事後の監視等の実施	市（環境課、水産課、関係各課）、県
---------------	-------------------

市及び県は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。

特に、油流出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質及び動植物等への影響の調査を綿密に実施し、環境に配慮しつつ、必要な措置を講じる。

第5章 鉄道災害対策

この鉄道災害対策計画は、鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった事故の発生（以下「鉄道災害」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関及び鉄道事業者等が処理すべき対策について特記すべき事項を記述する。

第1節 災害予防対策計画

第1項 鉄道事業者が行う鉄道の安全運行確保に対する協力

市は、鉄道事業者が行う、鉄道事故防止に関する知識の普及啓発、鉄道施設の安全対策の推進、土砂災害等に対する安全対策、安全教育・訓練等に関し協力する。

第2項 防災関係機関との連絡体制の整備

市（消防本部、危機管理防災課）、県警察、鉄道事業者、その他防災関係機関、県

市は、県、県警察、鉄道事業者その他防災関係機関と連携し、平常時から連絡窓口の確認を行うなど円滑な連絡体制の整備に努める。

第3項 その他必要な事項

市（消防本部、危機管理防災課）、県警察、鉄道事業者、その他防災関係機関

「情報の収集・連絡手段の整備等」「参集体制の整備」「広域防災体制の強化」「捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備」「職員への周知及び防災訓練」等については、第1編「風水害対策」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課、消防本部）
--------------------	----------------------

1 基本的考え方

市は、鉄道災害が発生した場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、事故災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、事故災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

2 鉄道災害対策における活動体制

市は鉄道災害が発生した場合に対応するため「災害警戒本部」「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して鉄道事故災害応急対策活動を実施する。

細部に関しては、『第2編 風水害対策 第3章 第1節』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

●「鉄道事故災害応急対策における活動体制」

3 職員の動員配備要領

(1) 通常の場合における勤務の態様による動員要領

ア 勤務時間内

- (ア) 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- (ウ) 各課長は、動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- (オ) 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(2) 休日等勤務時間外

ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

ウ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

(3) 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

4 職員の参集配備

職員は、鉄道災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

鉄道災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。また、各市民センターの配備要員数は、救援、救助の程度及び災害場所等に応じ、市民センター長が定める。

5 災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務は、第2編「風水害対策」第3章第1節第6項「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

6 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、災害地該当市民センター又は災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

7 その他

「唐津市災害対策本部条例」及び「唐津市災害対策本部規程」の定めるところによる。

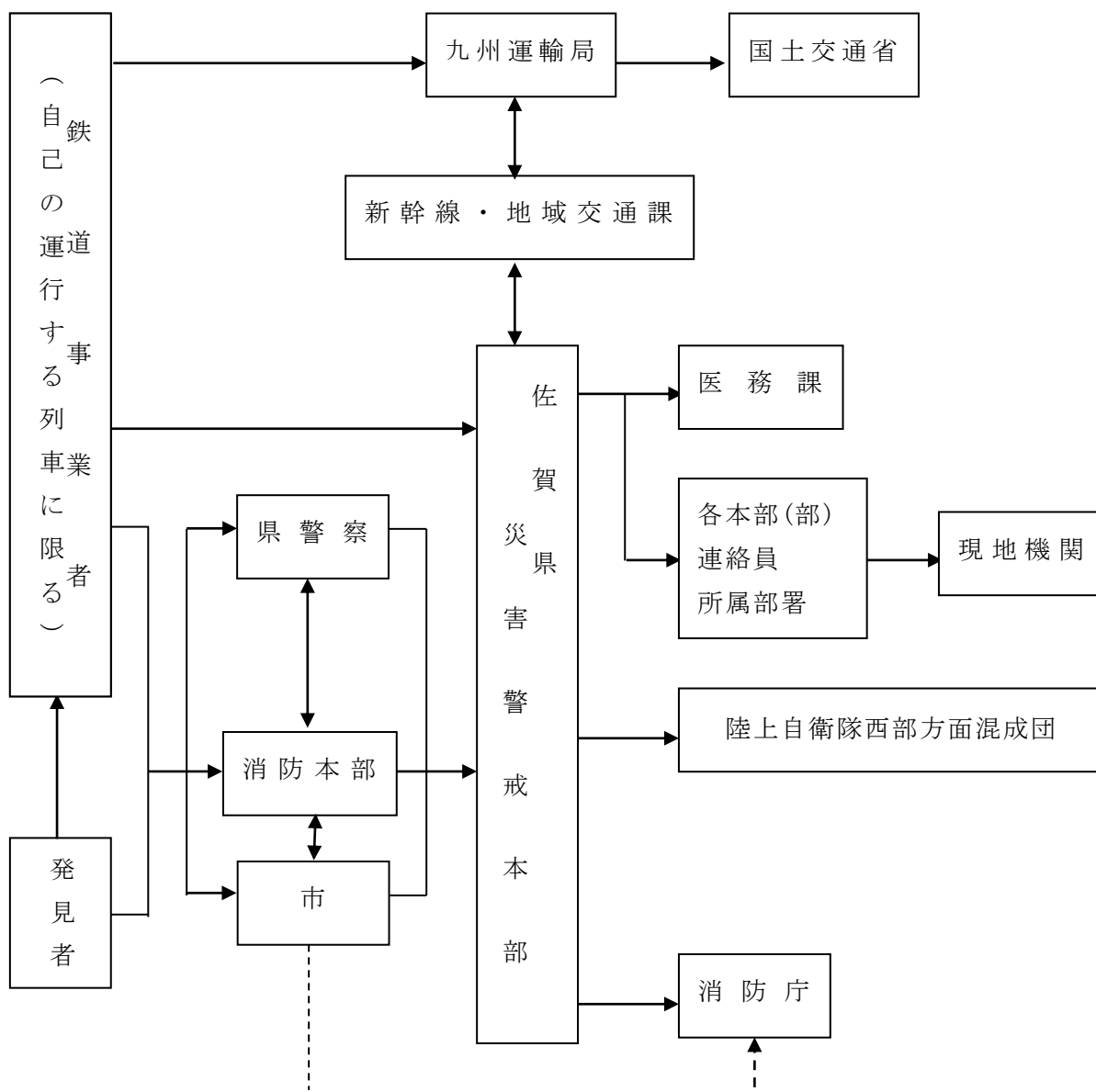
<p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p>	<p>市（危機管理防災課、消防本部、地域医療課、関係各課）、県警察、九州運輸局、自衛隊、鉄道事業者、その他防災関係機関、県</p>
---------------------------------	---

市、県、県警察、九州運輸局、自衛隊、鉄道事業者その他防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努めるものとする。

なお、県及び市は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート

(1) 災害対策本部設置の場合



※ -----は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 事故発生時刻、発生場所
- イ 概括的被害情報（列車の破損状況等）
- ウ 事故に遭った列車名等
- エ 乗客人員数及び乗員数（概数）

[第2段階] 災害情報

- ア 応急対策に必要な情報
 - (ア) 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
 - (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (ウ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその症状）
 - (エ) 鉄道災害に伴う周辺の被害状況
 - (オ) 他の列車の運行状況
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 災害対策本部の設置状況
 - (イ) 応急対策の活動状況

(2) 関係機関との連携による災害情報の収集・連絡

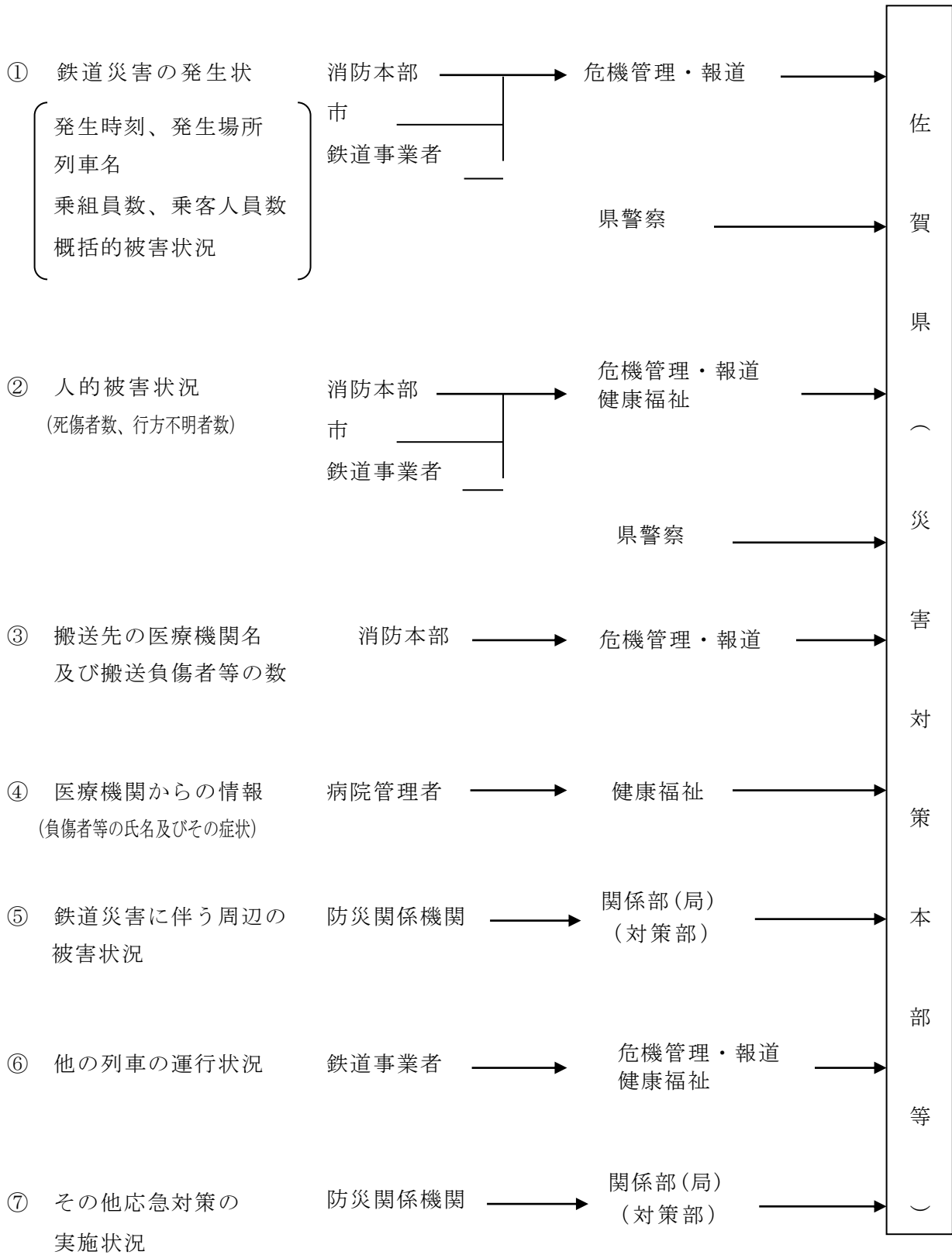
ア 市は、各防災関係機関と可能な限りの手段を講じて、災害情報を収集する。

特に、災害の程度を早期に把握するために必要な、県が収集したヘリコプター等による情報、鉄道事業者による緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。

イ 市は、職員を災害現場に派遣し、災害の状況把握に努めるとともに、派遣された職員は、その状況を速やかに市の災害対策本部等へ報告する。

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



3 県への被害状況等の報告

市及び消防本部は、鉄道災害が発生した場合は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防防第267号）に基づき、県に被害状況等の報告を行う。

なお、次の基準に該当する場合は、市が第1報を直接消防庁にも、覚知後30分以内に報告を行う。

また、報告に当たっては、第2編「風水害対策」第3章第3節第4項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

【報告を必要とする災害の基準】

消防庁への即報基準（県経由）	【一般基準】 ①死者が3人以上生じたもの ②死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③自衛隊に災害派遣を要請したもの 【個別基準】 列車火災 【社会的影響基準】 上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
消防庁への直接即報基準	列車火災

第3項 保健医療活動	市（危機管理防災課、地域医療課）、国（九州厚生局）、災害拠点病院、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社佐賀県支部、県医師会、県歯科医師会、市医師会、県
-------------------	--

第5編第2章第2節第5項参照

第4項 代替交通手段の確保	鉄道事業者
----------------------	-------

鉄道事業者は、鉄道災害が発生した場合、乗客輸送の途絶を回避するため、代替交通手段の確保に努める。

第5項 その他必要な事項	市（危機管理防災課、関係各課）、鉄道事業者
---------------------	-----------------------

「自衛隊災害派遣要請」「交通規則等による交通対策」「輸送対策」「住民等への情報提供活動」「死体の処理収容」「こころのケア対策」等については、第2編「風水害対策」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第3節 災害復旧計画

第1項 災害復旧活動	鉄道事業者
------------	-------

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第6章 航空災害対策

この航空災害対策計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等による多数の死傷者を伴う大規模な航空事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合（以下「航空災害時等」という。）における人命の確保及び被害の拡大防止・軽減を目的として、各防災関係機関が処理すべき防災対策について定める。

第1節 災害予防対策計画

第1項 情報の収集・連絡手段の整備等	市（危機管理防災課、消防本部）、県
--------------------	-------------------

第5編第2章第1節第5項参照

第2項 参集体制の整備	市（危機管理防災課、関係各課）
-------------	-----------------

第5編第2章第1節第6項参照

第3項 広域防災体制の強化	市（危機管理防災課、消防本部）
---------------	-----------------

第5編第2章第1節第7項参照

第4項 捜索、救急・救助、消火及び医療活動体制の整備	市（危機管理防災課、保健医療課、消防本部）
----------------------------	-----------------------

第5編第2章第1節第8項参照

第5項 交通管理体制の整備	市（危機管理防災課、道路河川管理課）
---------------	--------------------

市は、航空災害時における消火、救助活動等が円滑に実施されるよう交通管理体制の整備に努める。そのため県警察等と連携し、航空災害時において交通規制が実施された場合の車両運転者がとるべき措置について、内容の周知を図る。

第6項 住民等への情報提供体制の整備	市（危機管理防災課、広聴広報課）放送事業者、県
---------------------------	-------------------------

市は、放送事業者及び航空運送事業者と連携し、市民や家族等へ正確な情報を提供するための体制を整備しておくものとする。特に、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応するため、窓口や情報伝達の手段及び多数の死傷者が発生した場合等を考慮し、航空運送事業者等関係機関と協議して、安否確認情報や災害の状況等の情報提供窓口を設置する体制等について計画を整備しておくものとする。

第7項 職員への周知及び防災訓練	県、県警察、航空運送事業者、その他防災関係機関、市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）
-------------------------	--

航空災害に対する応急対策活動が円滑に実施できるよう、そのマニュアルを作成し、防災担当職員等に周知させるとともに、防災訓練の実施に積極的に取り組むものとする。

第5編第2章第1節第9項参照

第2節 災害応急対策計画

第1項 活動体制の確立	市（危機管理防災課、関係各課、消防本部）
-------------	----------------------

市は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その責務と処理すべき業務を遂行するため、その役割・責任等を明確化し、災害時等の対策推進のために参集体制の整備を図るとともに、災害時にあつては、災害対策本部等を設置し、必要な職員を動員配備する等の活動体制を確立する。

1 基本的考え方

市は、航空災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に行う措置についてあらかじめ計画し、迅速な対応により災害対策を実施する。

2 航空災害対策における活動体制

市は、航空災害が発生した場合（そのおそれがある場合）に対応するため「災害警戒本部」、「災害対策本部」、状況により「現地災害対策本部」を設置して災害応急対策活動を実施する。

細部に関しては、『第2編 風水害対策 第3章 第1節』に準じ、処理すべき業務を遂行する。

●「航空災害応急対策における活動体制」

3 職員の動員配備要領

4 職員の動員配備要領

(1) 通常の場合における勤務の態様による動員要領

ア 勤務時間内

- (ア) 総務部長から各部長へ動員伝達を実施する。
- (イ) 各部長は、各課長に動員体制を整えるように命じる。
- (ウ) 各課長は、動員体制を整える。
- (エ) 動員された職員は、災害対策活動を実施する。
- (オ) 外出中・出張中の職員は、所属課に安否を連絡し、登庁の有無を連絡する。

(2) 休日等勤務時間外

ア 警備員から「災害発生時の連絡通報体制」により防災関係職員に対し、迅速に連絡し、初動体制をとる。

イ 防災等関係職員は、状況により市長、副市長及び各対策部長等幹部職員等に対し連絡し、体制を強化する。

ウ 交通途絶により所定の場所に登庁できない場合（参集場所の例外）

職員が、交通途絶等により所定の場所に登庁することができない場合で、かつ、上司等と連絡がとれない時は、①本庁、②市民センター、③その他、の出先機関の優先順により、登庁可能な場所に参集するものとする。

(3) 市の防災関係職員と幹部職員との連絡手段の確保及び連絡方法等

市の防災関係職員及び幹部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話を携行し、電話・電子メール等による連絡手段を確保するものとする。

連絡通報体制の整備に当たっては、連絡系統における不通時を考慮し、業務上の課長職員、

その他の職員の優先順位の事前指定等による方策を講じる。

また、職員への参集の指示、登庁の可否や登庁先、登庁時間等の集約には市情報メール等を活用する。

4 職員の参集配備

職員は、航空災害対策活動に従事するため、次により参集し、配備につく。

(1) 職員は、勤務時間外において、災害対策本部の設置の伝達を受けた場合は、直ちに登庁し、所定の場所で配置につくものとする。

(2) 配備体制の強化

航空災害の規模により、災害対策本部長等の指示により配備体制を強化する。また、各市民センターの配備要員数は、救援、救助の程度及び災害場所等に応じ、市民センター長が定める。

5 災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務

災害対策本部各対策部対策班等の分掌事務は、第2編「風水害対策」第3章第1節第6項「災害対策本部各対策部対策班の分掌事務」に準じ、処理すべき業務を遂行する。

6 現地災害対策本部

災害対策本部長（市長）は、必要に応じ、唐津市災害対策本部条例第5条の規定に基づき、災害地該当市民センター又は災害現場地区に、現地災害対策本部を設置する。

7 その他

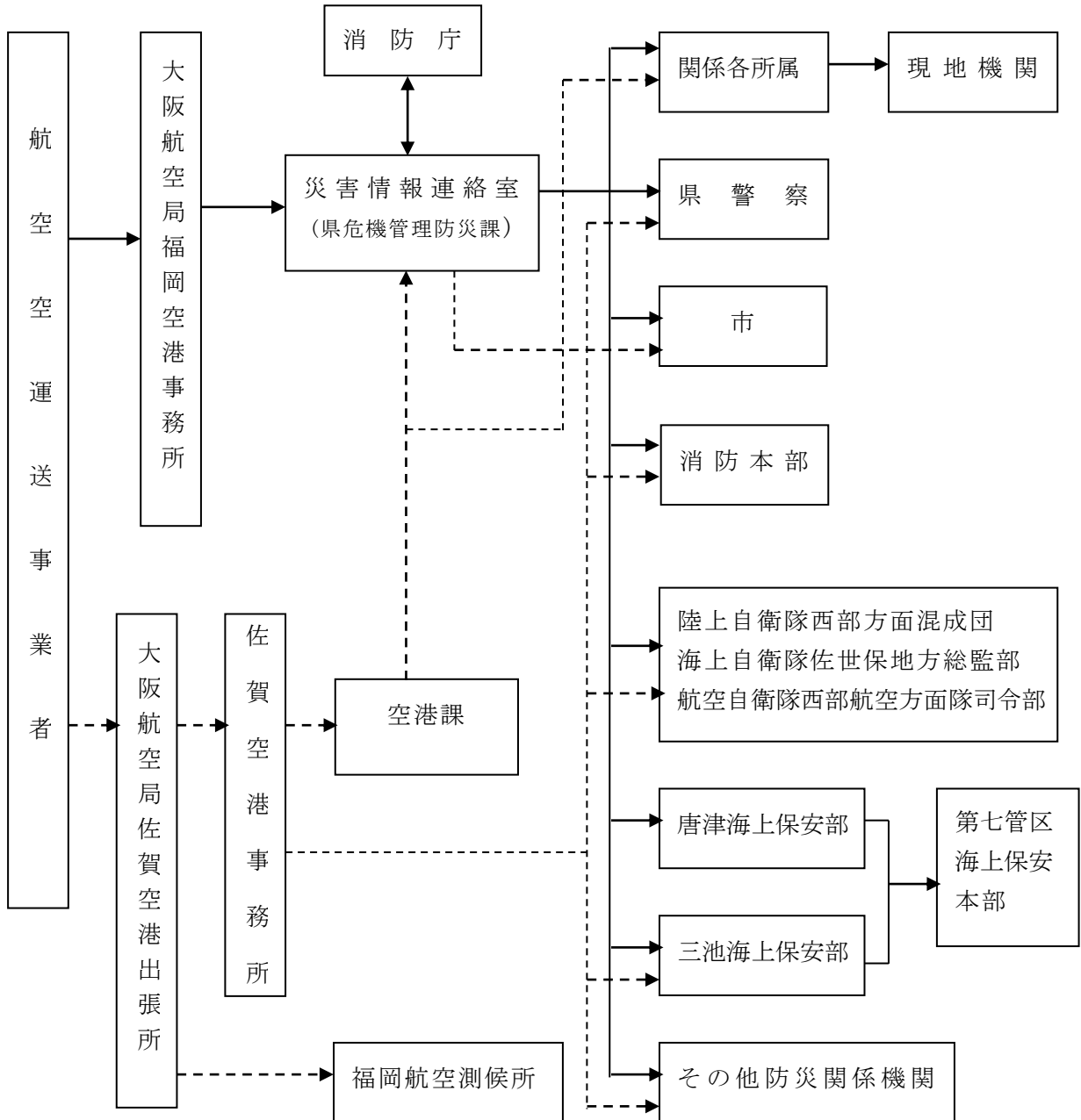
「唐津市災害対策本部条例」及び「唐津市災害対策本部規程」の定めるところによる。

第2項 災害情報の収集・連絡、報告	市（危機管理防災課、消防本部、関係各課）
--------------------------	----------------------

市、その他防災関係機関は、航空災害時等において、応急対策活動を円滑に実施するために必要な災害情報を積極的に収集し、また収集した情報を関係機関相互に迅速、的確に連絡するものとする。また、県及び市は、法令等に基づき被害状況等を国に報告する。

1 航空事故発生時等の情報連絡ルート

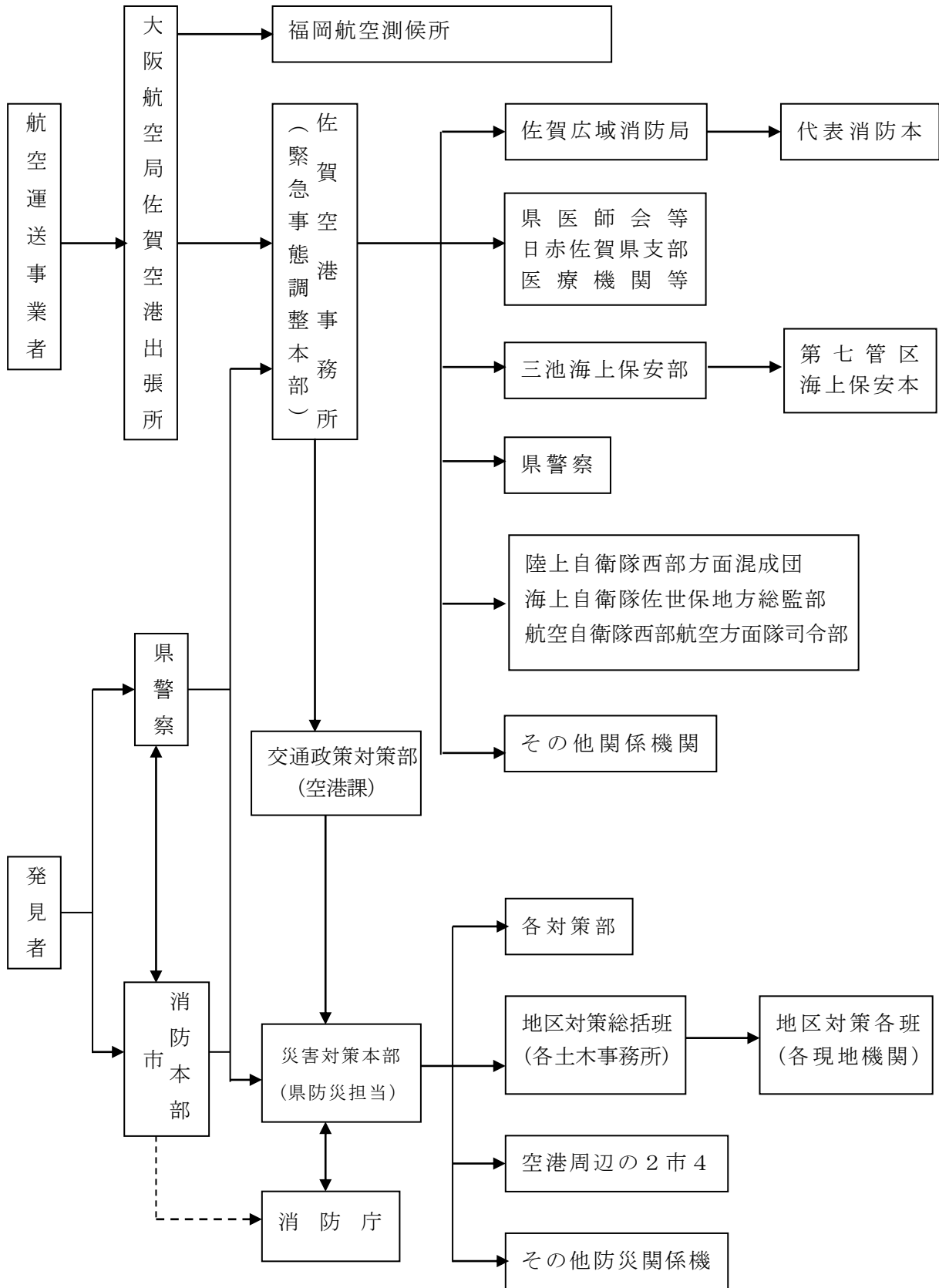
(1) 災害情報連絡室の場合



※ ----- は、「佐賀空港緊急計画」に基づく連絡ルート

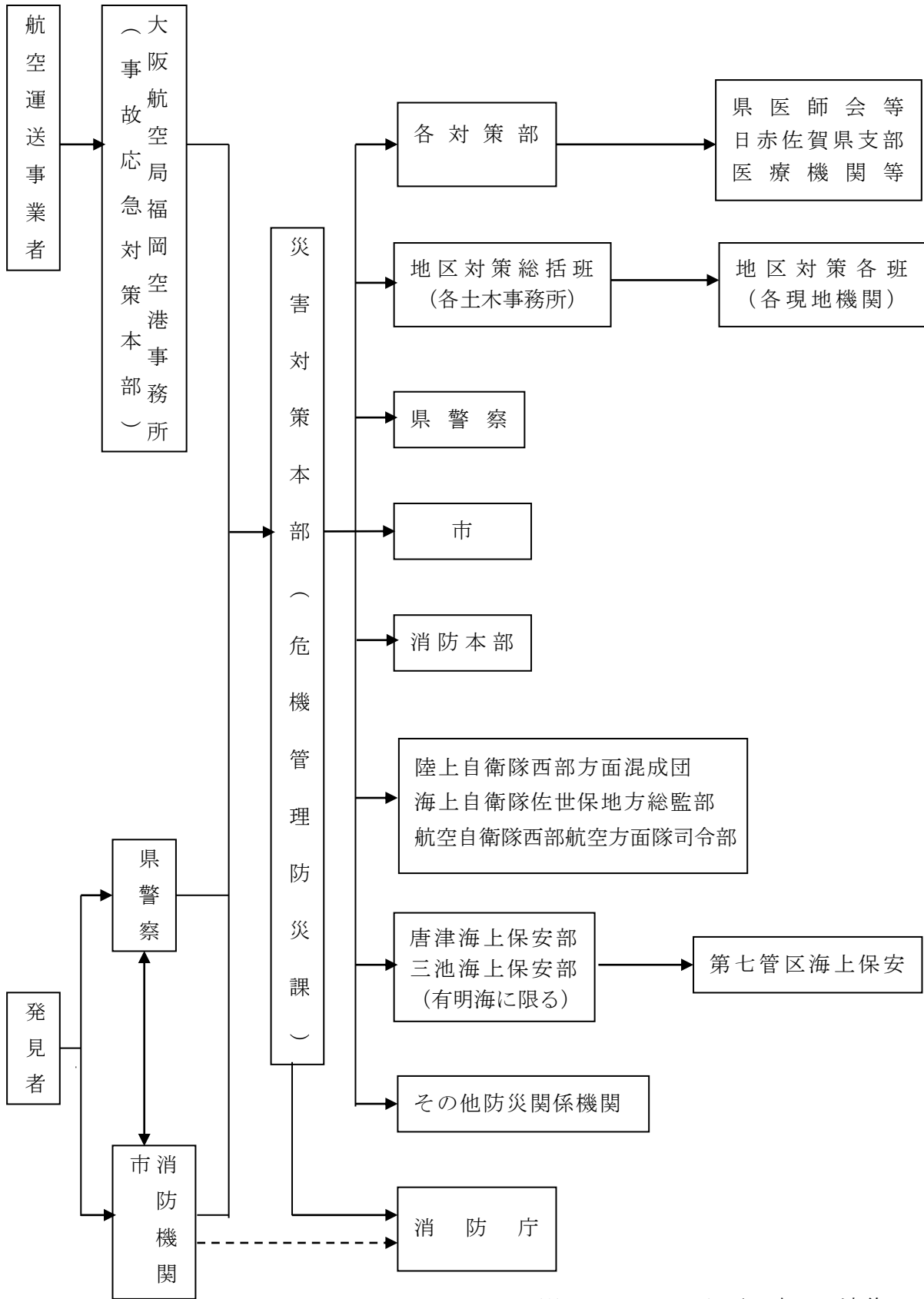
(2) 災害対策本部の場合

ア 【佐賀空港内及び空港周辺の場合】



※ ----- は、必要に応じて連絡

イ 【ア以外の場合】



※ は、必要に応じて連絡

2 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報の種類

市等各防災関係機関が収集する災害情報は、時間の経過に応じて、次のとおりとする。

[第1段階] 緊急災害情報（被害規模を推定するための情報）

- ア 概括的被害情報（航空機の破損状況等）
- イ 事故発生時刻、発生場所
- ウ 事故に遭った航空機の便名及び航空会社名
- エ 搭乗人員及び搭乗者名

[第2段階]

- ア 被害情報
 - (ア) 人的被害状況（事故発生地での死傷者数）
 - (イ) 搬送先の医療機関名及び搬送負傷者等の数
 - (ウ) 医療機関からの情報（負傷者等の氏名及びその状況）
 - (エ) 航空事故に伴う周辺の被害状況
- イ 応急対策活動情報
 - (ア) 応急対策の活動状況
 - (イ) 災害対策本部の設置、活動状況等

(2) 災害情報の収集・連絡

ア 市等各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。

特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集に努め、収集した災害情報を、県（災害対策本部等）に対し報告するとともに、必要に応じ他の防災関係機関に連絡するものとする。また、県からも、災害情報について受領する。

イ 情報収集、連絡系統

別紙：「情報収集、連絡系統図」

ウ 国への被害状況等の報告基準

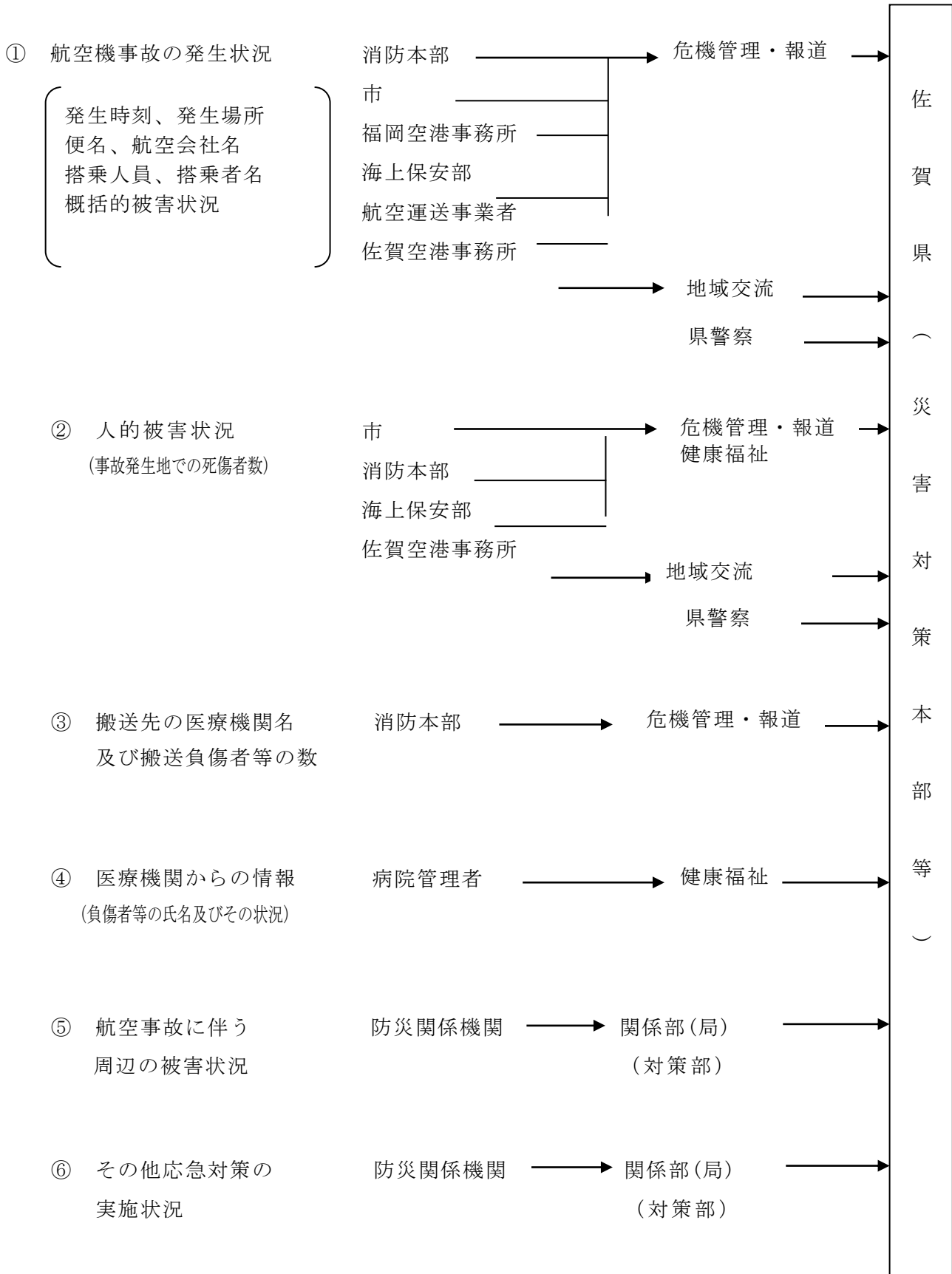
- (ア) 市は、航空災害が発生した場合、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号）に基づき、県に被害状況等を報告する。
- (イ) 次の基準に該当する場合は、市は第1報を直接消防庁に対しても、覚知後30分以内に報告を行う。また、報告に当たっては、第2編「風水害対策」第3章 第3節 第4項の「被害状況等の報告」に準じて実施する。

【報告を必要とする災害の基準】

消防庁への即報基準（県経由）	<p>【一般基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①死者が3人以上生じたもの ②死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ③自衛隊に災害派遣を要請したもの <p>【個別基準】</p> <p>航空機火災</p> <p>【社会的影響基準】</p> <p>上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
消防庁への直接即報基準	航空機火災

【情報収集・連絡系統図】

<被害・対策の状況>



第3項 搜索活動	市（危機管理防災課、消防本部）、県
-----------------	-------------------

市は、県、県警察、海上保安部、市町、消防本部及び自衛隊と、相互に協力して航空機の事故発生場所の搜索活動を円滑・迅速に実施する。また、自ら必要と認めた場合は県等に対し、応援を求める。

第4項 警戒区域の設定等	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------------	-----------------

市は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に警戒区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行う。

第5項 その他必要な事項	市（危機管理防災課、関係各課）
---------------------	-----------------

「自衛隊災害派遣要請」「救急・救助及び消火活動」「医療活動」「交通規則等による交通対策」「輸送対策」「住民等への情報提供活動」「死体の処理収容」「こころのケア対策」等については、第1編「共通災害対策」、第5編第2章「大規模火事災害対策」等の計画を参照し、適宜応急対策活動を実施する。

第3節 災害復旧・復興計画

航空災害による被災者の生活再建の支援、再度の災害の防止に配慮した施設の復旧等に関する活動については、第3編「地震・津波災害対策」第4章「災害復旧・復興計画」に準じる。